

制定：平成26年1月15日市長決裁
改訂：平成27年1月23日市長決裁
平成27年9月24日農水商工局長決裁
平成28年11月1日農水局長決裁

熊本市電子納品運用ガイドライン（案）

【農業土木編】

平成 278 年 911 月

熊本市

【関係部署】

農水商工局農政部農業政策農地整備課

中央区役所総務企画課 農水局農政部

東・西・南・北区役所農業振興課（河内・飽田天明・城南分室・北部分室）

目次

1. 総則.....	1
1.1 目的.....	1
1.1.1 電子納品の対象.....	2
1.1.2 電子納品対象外業務.....	2
1.1.3 電子納品対象外工事.....	2
1.1.4 電子納品展開計画.....	44
1.1.5 適用する要領・基準類.....	55
1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い.....	55
1.2 電子納品要領・基準の変更事項.....	66
1.2.1 設計書コード.....	66
1.2.2 工事番号.....	66
1.2.3 住所コード.....	66
1.2.4 境界座標位置情報.....	66
1.2.5 発注者機関コード、発注者コード.....	66
1.2.6 発注者機関事務所名（委託）、発注者-小分類（工事）.....	66
1.2.7 請負者コード、受注者コード.....	66
1.2.8 電子媒体に格納する管理ファイルの記入内容.....	77
1.2.9 写真データ.....	88
1.2.10 CAD.....	99
1.2.11 報告書（オリジナルファイル）.....	1414
1.2.12 測量成果及び地質・土質調査成果（ボーリングデータ類）.....	1414
1.2.13 電子媒体について.....	1414
1.2.14 電子媒体の表記規則.....	1515
1.3 電子納品対象工種.....	1616
1.4 電子納品部数.....	1616
1.5 紙媒体部数.....	1616
1.6 積算上の考え方.....	1616
2. 電子納品成果品.....	1717
2.1 電子納品成果品提出までの流れ.....	1717
2.2 発注準備.....	1818
2.3 電子データの受け渡し.....	1818
2.4 着手時の打合せ（事前協議）.....	1818
2.4.1 事前協議の考え方.....	1818
2.4.2 CAD データに関する留意点.....	1919
2.4.3 その他データに関する事前協議の留意点.....	1919
2.4.4 その他.....	1919
2.5 成果品作成.....	1919
2.5.1 受注者の流れ.....	1919
2.5.2 電子納品成果品の作成.....	1919
2.5.3 データ作成時における留意点.....	2020
2.5.4 電子媒体作成.....	2525
2.5.5 電子納品成果品のチェック.....	2525
2.5.6 電子納品成果品のウィルスチェック.....	2525
2.6 納品・検査.....	2626
2.6.1 外観の確認.....	2626
2.6.2 ウィルス感染の有無.....	2626
2.6.3 電子納品成果品のデータチェック.....	2626
2.6.4 電子納品成果品の内容の確認.....	2626
2.6.5 成果品の検査.....	2626
2.7 提出・保管.....	2727
2.8 竣工（完了）検査までの対応.....	2727

【資料編】	2828
別紙 1 住所コード表	2828
別紙 2 発注機関所属コード表	3131
別紙 3 事前協議チェックシート（案）	3232
別紙 4 電子媒体納品書（例）	3333
別紙 5 特記仕様書記載例	3434
【本格運用】業務委託	3434
【本格運用】工事	3434
【試行運用】工事	3535
別紙 6 農業土木工事における電子納品書類等チェックリスト（参考）	3636
別紙 7 電子納品の構成	3838

1.総則

1.1 目的

熊本市電子納品運用ガイドライン(案)【農業土木編】(以下、本ガイドライン)は、熊本市が平成26年4月1日以降実施の委託業務、工事における電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

本ガイドラインは、農林水産省の定めた電子納品要領(案)及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準拠し実施するが、一部要領・基準類に依らない熊本市独自の運用についてまとめたものである。また、本ガイドラインは要領・基準類の改訂等にあわせて適宜、見直していくものである。

(1) 要領・基準

電子成果品の作成方法について、形式や仕様等を定めたもの

例→ 工事完成図書の電子納品要領(案)・電子化図面データの作成要領(案)等

(2) ガイドライン

電子納品の運用について、手順や手段等を示したもの

例→ 電子納品運用ガイドライン(案)等

(3) 電子納品

「電子納品」を以下のとおり定義する。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、本ガイドライン及び各要領・基準(案)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。

電子納品に関する問い合わせ先は、以下のとおりである

熊本市電子納品運用に関する問い合わせ先
熊本市 農水商工局 農政部 農業政策農地整備課 農地計画班
TEL : 096-328-2403 2953
メー ル :
nougyouseisaku.nouchiseibi@city.kumamoto.lg.jp

1.1.1 電子納品の対象

電子納品はすべての事業を対象とする。しかし、当面の措置として、本ガイドライン記載の、電子納品展開計画をもとに段階的な導入を図るものとする。

なお、対象除外事業については、従来どおり紙ベースの納品となる。

1.1.2 電子納品対象外業務

原則対象外業務

- 道路パトロール日誌、現場業務委託など、確認押印が必要なため紙で提出するもの。
- マイクロフィルム化等の委託で、電子とは別の形の納品を求めるもの。
- 既存データベースにデータ入力するような作業のみの委託。
- データベース等のアプリケーション作成委託など、独立したパソコン上で稼動し、メンテナンスなども別途行うもの。
- 入札に関連するものや各種調査等で、結果を部外に公開することが不適切と判断される、データが含まれるもの。

例

業務名称	
建物等補償調査	
水門の保安・保守・点検委託	
ダム設備の保安・保守・点検委託	
官公庁への工事委託・管理委託	
管理組合・各種協議会・指定管理者への管理委託	
現場技術業務委託	
積算業務委託	
申請書関係作成委託	
道路維持修繕業務委託	
除草委託	
清掃委託	
除雪委託	
街路樹等の植栽管理	
発注者支援業務委託	〔積算、技術審査（総合評価）業務委託〕 など

※注意事項

- 受注者が希望すれば電子納品を行うこととする。（本ガイドラインに即した電子納品が可能な場合）。
- 電子納品の対象外業務とした場合、従来と同様の納品を行うこと。

1.1.3 電子納品対象外工事

- 下記電子納品対象外条件一覧表に示す条件を満たす場合、協議の上電子納品対象外工事とする。
- 一つの現場に複数の工種がある場合、一部を対象外工事とはしない。
- 部品交換など、将来メンテナンスなどで図面が必要となる可能性がある場合は電子納品とする。
- 各課（かい）執行の小規模・緊急工事については原則対象外とする。

・ 電子納品対象外条件一覧表

工種	工事概要	除外対象とする条件
共通	緊急を要する工事	崩土の取除き工事、特に緊急を要する応急工事
	構造物の撤去に係る工事 (仮施設を含む)	施設撤去後、施工箇所前後の断面と同じ構造となり、新たな施設が作られない場合。
	仮施設を設置する工事	工事のための仮施設で工事目的物の完成後、撤去するもののうち、撤去時の資料として後日の利活用が見込めないもの。 ※仮設物を埋設残存処理するような場合は電子納品とする。
	応急の工事	土のう積みなど一時的な処置のために行う工事で、後日の本格工事で応急工事のデータを使う必要がないもの。
	測量精度が作業規程の基準に満たない工事	ポール測量や既存住宅地図利用など簡易な測量で作図発注している工事
	修繕、原形復旧に関する工事	元図が残っており、それを利活用して発注したもので、形状、構造に変更がないもの
	現場塗装に関する工事	既設データが電子化（橋梁補修履歴等）されて残っておりデータを残す必要がないもの ※仮設状況などデータが必要となる可能性があれば電子納品とすること。
河川関係	浚渫工、河川掘削に関する工事	正規断面を確保するための工事で、計画図面がある場合。又は河川計画が定められていない箇所、工事を実施する場合。
	浚渫土処理を行う工事(埋立工事)	埋立てなど土工のみの工事で最終完成図が存在する場合
道路関係	区画線を設置する工事	場所の特定が困難なもの。
	舗装補修・修繕に関する工事	構造物の設置、ドレンパイプの位置など、次回工事で確認する要素が含まれない一般的な舗装補修・修繕の工事。
	施設の維持に関する工事	照明灯などの部品交換のみの工事
港湾	河川関係に準じる	

※注意事項

- ・ 受注者が希望すれば電子納品を行うこととする。（本ガイドラインに即した電子納品が可能な場合）。
- ・ 電子納品の対象外工事とした場合、従来と同様の納品を行うこと。
- ・ 対象外とした工事についても、CADで作成された完成図や施工写真については、電子納品を積極的に行うこと。ただし、この場合、本ガイドラインに即した電子納品でなくてもよいが、図面の形式はSFC形式とし、電子媒体への表記は本ガイドライン「1.2.14 電子媒体の表記規則」のとおりとする。

1.1.4 電子納品展開計画

電子納品を各電子納品基準に準じた納品を行うこととする。

なお、発注者は特記仕様書に予めその旨を記載し入札要件とする。また、原本性確保の目的で公印が必要な書類などやむを得ないものは、「紙」の提出を指示することとする。

表 1-1 業務委託電子納品の展開計画（金額（予定価格）による展開）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
業務委託	設計業務 測量業務 地質調査	500万以上	本格運用	

表 1-2 工事電子納品の展開計画（業者ランクによる展開）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
工事	土木 A 舗装 A	試行運用	本格運用		
	土木 BC 舗装 B	モデル検証	試行運用	本格運用	
	土木 D 舗装 C	モデル検証		試行運用	本格運用 ※1

- モデル検証
受発注者が電子納品になれることを主眼とし、特記仕様書に明記せず、受発注者にて協議のうえ電子納品を実施。
発注部署ごとに1件以上の実施を目標とする。
- 試行運用
特記仕様書に明記し、発注金額またはランク種別毎に運用を展開。なお、受注者が発注者と協議を行い、可能な限り電子納品を実施するものとするが、これを強制するものではない。
工事担当職員1人1件以上の実施を目標とする。
- 本格運用
特記仕様書に明記し、電子納品の実施を入札要件とする。受発注者が協議を行い、本ガイドラインに則った電子納品を実施する。

※1 土木D及び舗装Cクラスの本格運用については、平成29年度を計画しているが、実施の有無についてはモデル検証・試行運用により判断する。

1.1.5 適用する要領・基準類

本市の電子納品運用において使用する農林水産省の電子納品要領（案）等は以下のとおりとする。（農林水産省においては、平成23年3月要領・基準類を適用としているが、熊本市では適用を見送る。）

業務・施工途中で農林水産省の電子納品要領（案）等の改定があった場合でも、下記の要領を適用する。

なお、下記の基準で納品が困難な場合、受発注者協議の上、最新の要領で提出することを認める。

表 1-3 農林水産省電子納品要領（案）等

分野	要領・基準名	策定年月
土 木	設計業務等の電子納品要領（案）	平成 17 年 4 月
	工事完成図書の電子納品要領（案）	//
	電子化図面データの作成要領（案）	//
	地質・土質調査成果電子納品要領（案）	//
	電子化写真データの作成要領（案）	//
	測量成果電子納品要領（案）	//
電 気	設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備	//
	工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備	平成 17 年 9 月
	電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備	平成 17 年 4 月
機 械	工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編	平成 19 年 4 月
	設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編	//
	電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編	//
	電子納品要領（案）機械設備工事編 施設機器コード	//

『電子納品要領等』（農林水産省）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html

※なお、建築関係（建築設計業務や営繕工事等）については、本市ガイドライン建築編に基づき作成すること。

1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い

電子化が難しい書類は具体的には下記のとおりとする。

- ・手書きパース図
- ・CG 動画図
- ・解析結果（大量データ）
- ・A3 より大きな図面等（紙でしか入手、作成できないもの）
- ・カタログ
- ・見本
- ・ミルシート等

上記のうち、電子データとして成果を残しておくことが重要で、かつスキャナなどにより一部電子化が可能なものに関しては、受発注者間で協議の上、資料の一部として取扱い、協議したフォルダに格納する。ただし、鑑（かがみ）については、書類確認の効率化のため電子化して納品する。

1.2 電子納品要領・基準の変更事項

本市の運用において、農林水産省の電子納品要領（案）に準拠することを基本としているが、市特有の業務への適用や運用方法の相違により、これによりがたい場合を考慮して、一部要領の内容の読替え、及び内容追記をもって対応している。

本市の電子納品要領は以下のとおり

1.2.1 設計書コード

発注者の指示する案件固有の発注書コード半角英数字 21 桁を記載する。

1.2.2 工事番号

発注者の指示する案件固有の工事番号半角英数字 21 桁を記載する。

1.2.3 住所コード

住所コード表（本ガイドライン【資料編】別紙 1）を確認し、町丁字名に該当するコードを記載する。該当しない場合及び熊本市域を超える場合は、「99999」とする。

表記方法： 半角数字 5 桁

記載例： 「秋津 1 丁目」の場合 50041

1.2.4 境界座標位置情報

熊本市の境界座標の範囲内を適切に記載する。

境界座標の記入における測地系は、世界測地系（日本測地系 2000）に準拠する。

境界座標の入手は、国土地理院 Web サイトのサービス 等を利用して取得し記載すること。該当しない場合は「99999999」とする。

「測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス」

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

<熊本市市域座標範囲>

西側境界座標経度 130.34.18-130.49.44 の間

東側境界座標経度 130.34.18-130.49.44 の間

北側境界座標緯度 032.39.37-032.58.48 の間

南側境界座標緯度 032.39.37-032.58.48 の間

1.2.5 発注者機関コード、発注者コード

発注機関所属コード表（本ガイドライン【資料編】別紙 2）より該当するコードを記載する。

表記方法： 半角数字 8 桁

記載例： 「都市建設農水局農政部—道路整備農地整備課」の場合
[3540110031100500](#)

1.2.6 発注者機関事務所名（委託）、発注者-小分類（工事）

発注機関所属コード表（本ガイドライン【資料編】別紙 2）のコードに対応する発注者機関名称を記載する。

表記方法： 全角文字

記載例： 「都市建設農水局農政部—道路整備農地整備課」

1.2.7 請負者コード、受注者コード

請負者・受注者固有のコード¹を記載する。

表記方法： 半角数字 8 桁

¹ 熊本市登録番号の下 8 桁を記載。登録番号は熊本県市町村電子入札システム
(<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>) の熊本市の箇所にて参照すること。

1.2.8 電子媒体に格納する管理ファイルの記入内容

(1) 土木設計業務管理ファイル (INDEX_D.XML)

表 1-4 業務管理ファイル記入内容

分類	項目名	記入内容	
情報基礎	農林水産省 設計業務等の電子納品要領(案)に基づく		
業務件名等	業務実績システムバージョン番号	管理項目の記入で参照しているAGRISのマニュアル(コード表)のバージョン(システムのバージョン)を記入する。AGRIS登録がない業務は「0」を記入する。	
	業務実績システム登録番号	社)農業農村整備情報センター(ARIC)が発行する受領書に記載される番号を記入する。(ハイフンを除いた11桁)AGRIS登録番号がない業務は、「0」を記入する	
	設計書コード	本ガイドラインに基づく(半角英数字21桁)	
	業務名称	設計図書に記載されている契約上の正式な業務名称を記入する	
	住所コード	本ガイドラインに基づく(半角数字5桁)	
	住所	熊本市〇区〇〇丁目(町丁字名まで記入) 本ガイドラインに基づく	
	履行期間(着手)	業務の履行開始年月日をCCYY-MM-DD形式で記入する。	
	履行期間(完了)	業務の履行完了年月日をCCYY-MM-DD形式で記入する。	
場所情報	測地系	世界測地系(日本測地系2000)の区分コード「01」をを記入する。	
	水系・路線情報	利用しないため記入を求めない	
	境界座標情報	西側境界座標経度	対象領域の最西端の外側境界の経度を記入する
		東側境界座標経度	対象領域の最東端の外側境界の経度を記入する
		北側境界座標緯度	対象領域の最北端の外側境界の緯度を記入する
南側境界座標緯度		対象領域の最南端の外側境界の緯度を記入する	
施設情報	施設名称	施設名称を記入する	
情報発注者	発注者機関コード	本ガイドラインに基づく(半角数字8桁)	
	発注者機関事務所名	〇〇局〇〇課 本ガイドラインに基づく	
情報受注者	受注者名	企業名(正式名称)を記入する	
	受注者コード	本ガイドラインに基づく(半角数字8桁)	
業務情報	主な業務の内容	主な業務内容は「1.測量業務」「2.調査業務」「3.設計業務」「4.施工計画」「5.施工管理」「6.積算」「7.記録・広報」「8.その他」から選択し番号を記入する	
	業務分野コード	業務分野コードをAGRISコード表より選択し記入する。(複数記入可)	
	業務キーワード	AGRIS業務キーワード集より選択し記入する。(複数記入可)	
	業務概要	業務の概要を記入する。業務の要点が理解しやすいように簡潔かつ正確に記入する。	
予備		特記事項がある場合に記入する。(複数記入可)	
ソフトウェア用TAG		ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	

※ 朱書き箇所は、熊本市独自運用箇所を示す

※ 「業務分野コード」、「業務キーワード」については農林水産省のHPよりダウンロードしてください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html

(2)土木工事管理ファイル (INDEX_C.XML)

表 1-5 工事管理ファイル記入内容

分類	項目名	記入内容	
情報基礎	農林水産省 工事完成図書	電子納品要領(案)に基づく	
工事件名等	発注年度	工事の発注年度を西暦 4 桁で記入する	
	工事番号	本ガイドラインに基づく (半角英数字 21 桁)	
	工事名称	契約図書に記載されている正式の工事名称を記入する	
	工事分野	CORINS の「工事の分野」に従って記入する	
	工事業種	CORINS の「工事の業種」に従って記入する	
	工種	CORINS の「工種、工法・型式」の「工種」を記入する。(複数記入可)	
	工法型式	CORINS の「工種、工法・型式」の「工法・型式」を記入する。(複数記入可)	
	住所コード	本ガイドラインに基づく (半角数字 5 桁)	
	住所	熊本市〇区〇〇丁目(町丁字名まで記入) 本ガイドラインに基づく	
	工期開始日	工期の開始日の年月日を CCYY-MM-DD 方式で記入する	
	工期終了日	工期の終了日の年月日を CCYY-MM-DD 方式で記入する	
	工事内容	工事概要及び主工種とその数量を記入する	
場所情報	測地系	世界測地系(日本測地系2000)の区分コード「01」をを記入する	
	水系・路線情報	利用しないため記入を求めない	
	境界座標情報	西側境界座標経度	対象領域の最西端の外側境界の経度を記入する
		東側境界座標経度	対象領域の最東端の外側境界の経度を記入する
		北側境界座標緯度	対象領域の最北端の外側境界の緯度を記入する
南側境界座標緯度		対象領域の最南端の外側境界の緯度を記入する	
情報施設	施設名称	施設名称を記入する	
発注者情報	発注者-大分類	熊本県	
	発注者-中分類	熊本市	
	発注者-小分類	〇〇局〇〇課 本ガイドラインに基づく	
	発注者コード	本ガイドラインに基づく (半角数字 8 桁)	
請負者情報	請負者名	請負者名の正式名称を記入する JV の場合には、JV の正式名称及び代表会社名を続けて記入する。	
	請負者コード	本ガイドラインに基づく (半角数字 8 桁)	
予備		特記事項がある場合に記入する。(複数記入可)	
ソフトメーカー用TAG		ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	

※朱書き箇所は、熊本市独自運用箇所を示す

1.2.9 写真データ

写真データのファイル形式は、JPEG とする。

有効画素数は 100~150 万画素程度 (1280×960 ピクセル程度) とする。

ただし、暗い箇所や遠方の細部箇所等は、部分的に高画素数でもよいこととする。

パノラマ写真等写真データの修正・改ざんは認めないこととする。

1.2.10 CAD

(1) CAD フォーマット

図面等の最終成果品におけるCAD データは「SXF (SFC) 形式」とする。

(2) 図面サイズ

図面サイズは、原則「A1横」を基本とする。

図面サイズは、農林水産省の「電子化図面データの作成要領(案)」に示してある規格に合わせることが困難な場合、又は図面サイズを規格サイズにしない方が合理的と考えられる場合(平面図、縦断図、横断図等)は、受発注者間で協議し定めることができる。

(3) 図面タイトル

a) 図面タイトルは、下記の例のように記載するものとする。

【タイトル記載例】

工事名	平成〇〇年度 〇〇地区〇〇工事		
工事箇所	〇〇〇地内		
図面名称	〇〇図		
縮尺	1 : 〇〇	図面番号	/
現況図データの種類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇データ		
測量会社			
設計会社			
施工会社			
発注機関	熊本市 〇〇局 〇〇課		

※タイトルの縮尺とデータの縮尺が整合していることを確認すること。

b) 図面番号欄には、図面種類毎の総枚数と何枚目の図面であるか分かるように記載すること。

例)、横断図総枚数10枚中の5枚目の場合は「5/10」となる。

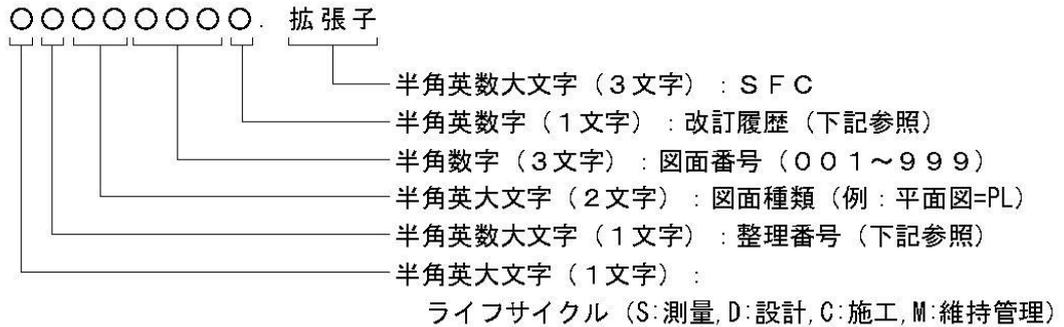
c) 実測現況平面データとしては、下表の4つがあり、それぞれ精度が異なることから、これを判別するため、現況図データの種別をタイトル欄に適切に記載すること。ただし、いずれにも属さない現況図(見取図的なもの)の場合は「空欄」とすること。

表 1-6 現況図のデータの種別とその概要

	現況図データの種別	現況図データの概要
①	電子平板測量 実測データ	トータルステーションによる実測データ。 観測点は平面座標・標高が実測値として存在する。 測量精度が確保できる。
②	他の CAD からの 変換データ	絶対値を持たないCAD データをコンバートしたデータ。 元のCAD の精度に支配される。 ※上記①のデータとの識別が困難
③	スキャニング ベクタデータ	測量原図や青焼き図をスキャニングし、ベクタ化したデータ。 平板測量時の観測誤差(縮尺 1:500 で 10~20cm) 及び図面読み取り誤差などが累積すれば縮尺 1:500 で最大 50cm 程度現地とずれる可能性がある。 ※上記①のデータとの識別が困難
④	スキャニング ラスタデータ	上記③と同様にスキャニングしたデータであるが、ベクタ化せず、そのままラスタデータで使用するため、実測でないことがわかる。

(4) CADファイルの命名規則

CADファイルの命名規則は農林水産省の電子化図面データの作成要領（案）のとおり。



1文字目のライフサイクルは、どの段階の図面かわかるよう、測量：S（Survey）、設計：D（Design）、施工：C（Construction）、維持管理：M（Maintenance）から選択する。

a) 業務において

ファイル名「D?OOOOOZ. 拡張子」に記載する整理番号は以下に定めるものとする。（業務の場合、8桁目はZとする）

なお、以下によることが不適切な場合は、受発注者間協議で定めるものとする。

- 0：計画、1：調査、2：概略設計、3：予備設計、4：詳細設計、
- 5：設計変更（見直し）6：実施設計

b) 工事において

ファイル名「C?OOOOO?. 拡張子」に記載する整理番号と改訂履歴は以下に定めるものとする。

1.整理番号（2桁目）には、変更回数を番号とする。

2.改訂履歴（8桁目）には、図面が修正された場合にOから順次昇順し最終をZとする。

なお、データの保存されるフォルダは、発注図面はDRAWINGSフォルダとし、最終完成図面を、DRAWINGFフォルダに格納する。

3～4桁目は図面種類毎の文字（表1～8参照）を表し、5～7桁目は表題欄の図面番号を表しているが、設計成果から必要な図面を抽出し発注図面を作成する場合も、図面番号（5～7桁目）は当初のままとする。

表 1-7 CADファイル名の例

フォルダ名	DRAWINGS			DRAWINGF
	当初発注図	第一回変更図	第二回変更図	完成図
ファイル名	COLC0010.SFC	C1LC0010.SFC (内容の変更が無かった図面)	C2LC0010.SFC (内容変更なし)	COLC001Z.SFC
	COPL0020.SFC	C1PL002Z.SFC (変更減にし不要になった図面)		
		C1PL0020.SFC (新たに追加した図面)	C2PL0021.SFC (内容変更あり)	COPL002Z.SFC
	COSS0030.SFC	C1SS0030.SFC (内容の変更が無かった図面)	C2SS0030.SFC (内容変更なし)	COSS003Z.SFC
	COLS0040.SFC	C1LS0041.SFC (内容を変更した図面)	C2LS0042.SFC (内容変更あり)	COLS004Z.SFC

c) CAD図面ファイル名一覧について

ファイル名一覧については以下のとおりであるが、記載されていない工種については、農林水産省電子化図面データの作成要領（案）を参照すること。

表 1-8 CAD図面ファイル名一覧（抜粋）

●頭首工・ポンプ場実施設計

ファイル名					図面名	備考
ライフサイクル	整理番号	図面種類	図面番号	改訂履歴		
S D C M	0~9	LC	001~	0~9	位置図	LoCation
	A~Z	PL	999	A~Z	平面図	Plan
					縦断図	ProFile
					横断図	Cross Section
					一般図	General View
					構造図	Detail of Structure
					基礎工詳細図	Detail of Foundation
					付帯工構造図	Additional Structure
					配筋図	Reinforcing Bar
					土工図	Earth Work
					仮設図	Temporally Structure

●排水路実施設計

ファイル名					図面名	備考
ライフサイクル	整理番号	図面種類	図面番号	改訂履歴		
S D C M	0~9	LC	001~	0~9	位置図	LoCation
	A~Z	PL	999	A~Z	平面図	Plan
					縦断図	ProFile
					標準断面図	Standard cross Section
					横断図	Cross Section
					主要構造物構造図	structureof MainFacilities
					付帯施設構造図	Additional Structure
					復旧工図	Restroration Work
					仮設図	Temporally Structure
					土工図	Earth Work

●農道実施設計

ファイル名					図面名	備考
ライフサイクル	整理番号	図面種類	図面番号	改訂履歴		
S D C M	0~9	LC	001~	0~9	位置図	LoCation
	A~Z	PL	999	A~Z	平面図	Plan
					道路線形図	Alignments of Road
					縦断図	ProFile
					標準断面図	Standard cross Section
					横断図	Cross Section
					土積図	Mass Curve
					付帯施設構造図	Additional Structure
					復旧工図	Restroration Work
					仮設図	Temporally Structure

(5) レイヤ、色、線、文字

本市のCAD製図の運用については、暫定的に以下の運用を行うものとする。

なお、本書に記載していない事項は、「電子化図面データの作成要領(案)」を準用する。

本書の線色によりがたい場合は、受発注者間で協議の上、オブジェクト単位で変更することができる。ただし、線色を変える場合は、できるだけ本書に示した色と同系色を使用するようにする。

また、レイヤ名の作図要素における n (BMK-LINn 等) は、1~9, A~Z の順に利用することができる。

線の太さについては、太さの比率によって細線、太線、極太線の3種類とし、太さの比率は 1:2:4とする。線の太さは、図面の大きさや種類により0.13、0.18、0.25、0.35、0.5、0.7、1.0、1.4、2.0mmから選択する。なお、フォントサイズについては特に規定しないが、1.8、2.5、3.5、5、7、10、14、20mm から選択したほうが望ましい。

地質・土質業務のCADのレイヤや着色については、農林水産省の地質・土質調査成果電子納品要領(案)に準じるものとする。

表 1-9 レイヤー一覧表

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	RGB 値			線種
責任主体	図面オブジェクト	作図要素						
S D C M	-TTL		外枠	白	255	255	255	実線 (1.4mm)
		-FRAM	タイトル枠、区切り線、罫線、文字列、材料表、縦断図の帯(文字含む)	白	255	255	255	実線
		-BGD	現況地物	白	255	255	255	任意
		-BGDn	ラスタ化地図・寸法線・寸法値・旗揚げ・文字列	白	255	255	255	任意
		-BRGn	ボーリング柱状図・地質境界線・土質分布	白	255	255	255	任意
		-HICN	等高線の計曲線	赤	255	0	0	実線
		-LWCN	等高線の主曲線	白	255	255	255	実線
		-CRST	主な横断構造物	白	255	255	255	実線
		-BMK	構造物基準線(中心線)	水	0	255	255	任意
		-LINn	基準線 n	任意	-	-	-	任意
		-SRVR	基準となる点(測量ポイント)	緑	0	255	0	実線
		-ROW1	用地境界線(字図)	橙	255	128	0	任意
		-ROW2	用地境界線(買収線)	薄緑	128	192	128	任意
		-TXT	寸法線・寸法値・旗上げ・文字列	水	0	255	255	実線
		-STR	主構造物外形線(鉄筋含む)	赤	255	0	0	実線・破線
		-SLN n	外形線 n	任意	-	-	-	任意
	-DCR	説明・着色(ハッチング、シンボル、塗りつぶし、記号等)	任意	-	-	-	任意	
	-WOK	-WOKn 朱書き等のコメント	任意	-	-	-	任意	

発注者が図面を着色する場合は以下のレイヤを使用する。

表 1-10 発注者用着色レイヤー一覧表

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線種
責任主体	図面オブジェクト	作図要素			
S D C M	-COL	-COL1	今回施工の着色（当初、変更増分）	赤	実線
		-COL2	別途施工の着色	橙	実線
		-COL3	前年度施工の着色	黄	実線
		-COL4	前々年度までの施工の着色	暗灰	実線
		-COL5	将来施工の着色	緑	実線
		-COL6	施工取り止め（変更減分）	青	実線
		-COLn		任意	実線
		-LIN	今回施工（変更増分の枠囲み）	ダークグレー	実線
		-TXT1	今回施工（当初設計）の文字、数値、旗上げ及び「平成〇〇年度施工」の文字	赤	実線
		-TXT2	変更設計時の当初設計の文字、数値、旗上げ及び「元設計」の文字	青	実線
		-TXT3	変更設計時の変更設計の文字、数値、旗上げ及び「変更なし」「変更設計」の文字	赤	実線
		-TXTn		任意	実線

- ・レイヤ名の作図要素におけるn(COL-TXTn等)は、1～9, A～Zの順に利用することができる。
- ・線色の「任意」については、標準的な線色の16色（農林水産省の電子化図面データの作成要領（案）を参照）の中から任意で1レイヤに1色を選択する。

(6) CAD 図化する必要がない図面

発注図が、本ガイドラインに準じていない場合や紙（PDF）にて提供された場合は、完成図の納品形態はCAD化を行う必要はない。

表 1-11 図面の電子納品の形態について

	完成図面の納品形態			※特殊
	CADデータがない (印刷物のみ)	本ガイドラインに則していない CADデータ	本ガイドラインに則した CADデータ	
発注時				本ガイドラインに則していない CADデータ (紙図面を含む)
納品時	紙提出で可 本ガイドラインに則さない CADデータで可	本ガイドラインに則していない CADデータで可	本ガイドラインに則した CADデータ	本ガイドラインに則した CADデータ ※重要なもののみ 有償で処理する

(7) CAD 図面の作成例

発注図・変更図・完成図の定義・作成要領については以下のとおり。

- 1) 発注図：表 1-9 に示すレイヤ等で作図された設計図面に、表 1-10 に示すレイヤ等で施工範囲を示す着色を行った図面。
 - 2) 変更図：発注図面を基に、変更があった部分を変更後の形で表示するとともに、表 1-10 で示すレイヤ等で、施工範囲や変更部分を示す着色等を行った図面。(変更設計図)
 - 3) 完成図：最終設計図面を基に作成する図面である。寸法は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すこと。(電子納品対象物)
- ※出来形図：最終設計図面を基に、現場で施工された寸法等を記載し、設計値と実際の仕上がり寸法との比較を行ったもの。電子納品対象外であり、手書き等による対応も可能。
- ※上記 1) および 2) については電子納品の対象ではないものの、受発注者との協議により納品対象物となることもある。

1.2.11 報告書 (オリジナルファイル)

最終成果品に格納されるオリジナルファイルは、受発注者の協議において同意されたデータ形式であること。また、電子成果品は、提出された紙媒体と内容の相違が無いこと。

【解説】

将来利活用することが目的であるため、単に受注者の様々なソフトウェアのデータ形式を許容するのではなく、発注者も編集できるデータ形式とする。(ただし、発注者の一方的な取り決めはしないこと)

1.2.12 測量成果及び地質・土質調査成果 (ボーリングデータ類)

農林水産省の各電子納品要領 (案) に準拠することを基本とし、これによりがたい場合は受発注者間で協議し、別途対応を行うこと。

1.2.13 電子媒体について

成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は、以下の各項目に従うものとする。

CD-R を使用する場合、ISO9660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

DVD-R を使用する場合のフォーマットは UDF (UDF Bridge) とする。

基本的に 1 枚の電子媒体 (CD-R・DVD-R) に格納する。

複数枚の電子媒体に格納する場合には、各電子納品要領の「媒体が複数に渡る場合の処置」に従うこととする。

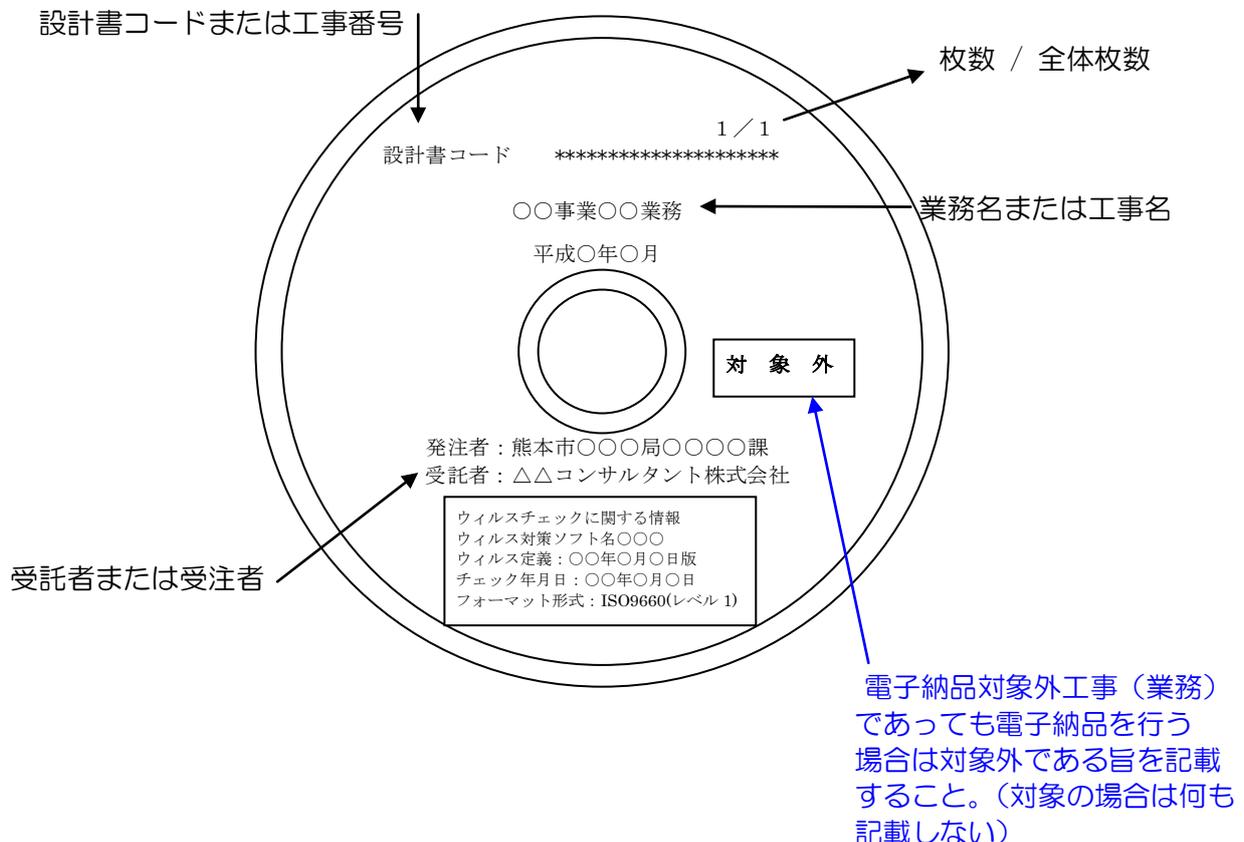
電子納品作成支援ソフトには、専用ビューア (プログラム) を同梱させるものがあるが、本市の運用では、専用ビューアの添付は必要ない。本市で所有するシステムへの登録時に不具合を発生させる恐れがあるため、添付しないこととする。

電子媒体は、品質に信頼性のある製品を使用することとする。

1.2.14 電子媒体の表記規則

委託業務・工事における電子媒体の表記規則は以下のとおりとする。なお、このラベルは「直接印刷」か「油性フェルトペン」で表記することとし、シールタイプのものは使用しないこと。

- 設計書コードまたは工事番号
「設計書コード」または「工事番号」を記載する。（半角英数字21桁）
- 業務名称または工事名称
「業務名」または「工事名」を記載する。
【記載例】
〇〇事業〇〇業務 または 〇〇地区〇〇工事
- 作成年月
業務完了時の年月を記載する。
- 何枚目／全体枚数
全体枚数の何枚目であるかを記載する。
- 発注者名
発注者の正式名称を記載する。発注機関所属名の前に「熊本市」と明記する。
- 受託者名（受注者名）
受託者または受注者名の正式名称を記載する。
- ウィルスチェックに関する情報
以下の内容を記載する。
 - ◇ ウィルスチェックソフト名
 - ◇ ウィルス定義年月日またはパターンファイル名
 - ◇ ウィルスチェックソフトによるチェックを行った年月日
- フォーマット形式
フォーマット形式を記載する。（CD-RとDVD-Rとでは異なるため注意する）
※ただし、電子媒体を収納するプラスチックケース背表紙への表記は任意とする。



1.3 電子納品対象工種

電子納品対象工種は以下のとおりとする。

- 概略・予備設計（基本・構想設計）、及び用地調査を除く全ての業務とする。
- ただし、概略・予備設計等、対象外業務は必要に応じて対象とすることができる。また、用地調査は当面对象外とする。
- 対象工種は、下表に示す（農林水産省電子化図面データの作成要領（案））工種とし、それ以外の工種は協議によることとする。

表 1-12 設計・工事共通の対象工

No	対象工種	対応年度	XML（図面管理項目） 入力数値※1
1	頭首工・ポンプ場	H16.4	501
2	用水路（開水路）	H16.4	502
3	水路トンネル	H16.4	503
4	排水路	H16.4	504
5	パイプライン	H14.11	505
6	農道	H14.11	506
7	農道橋	H16.4	507
8	ほ場整備	H16.4	508
9	地すべり	H16.4	509
10	ため池改修	H16.4	510

※1 地質は511、空き512～599、追加工種は600～999
までを昇順に使用

1.4 電子納品部数

電子納品部数は以下のとおりとする。

- 電子納品対象の成果品は、電子データを電子媒体により2部納品することとする。
- 電子媒体とともに電子媒体納品書（本ガイドライン【資料編】別紙 4）を添付し提出する。

1.5 紙媒体部数

紙媒体部数は以下のとおりとする。

- 紙媒体による成果品は、基本的に1部（簡易加除式ファイル）とする。ただし、必要があると認められる場合で部数を変更する場合は別途協議する。
- 工事完成図書の工事写真については、工事写真ダイジェスト版を1部納品する。工事写真ダイジェスト版とは、工事の流れがわかるように、代表的な写真を抽出して、必要最小限の量でまとめたものを指す。

1.6 積算上の考え方

調査・設計等業務の電子納品に係わる費用については、直接経費に計上する。（現行の「印刷製本費」を「電子納品成果品作成費」の積算とする。）

工事の電子納品に係わる費用については、現行の共通仮設費率に含まれているものとする。

2.電子納品成果品

2.1 電子納品成果品提出までの流れ

発注準備（データ貸与）からデータ作成、電子成果品作成、成果品チェック、成果品の2次活用（保管管理）にいたる電子納品成果品提出の流れは以下のとおりである。

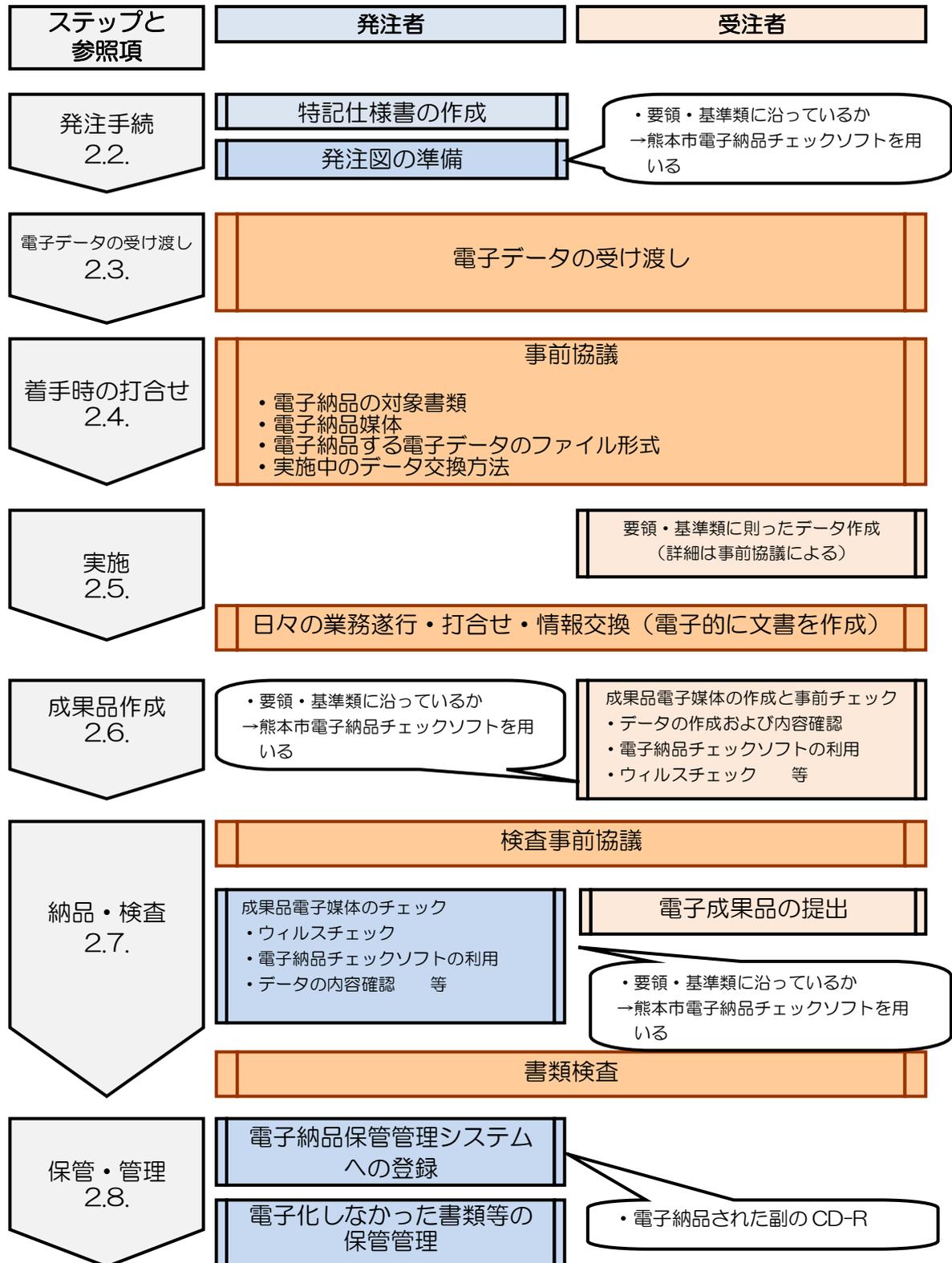


図 2-1 電子納品の流れ

2.2 発注準備

成果品を規定する共通仕様書等に電子納品に関する記載がない場合は、対象とする委託業務、工事の特記仕様書に電子納品に関する事項を必ず記載する。

記載例は、本ガイドライン【資料編】別紙 5 特記仕様書記載例を参照すること。

2.3 電子データの受け渡し

貸与資料に電子データを利用できる場合は、積極的に電子データを貸与、または活用し、電子データでの交換を推進する。

2.4 着手時の打合せ（事前協議）

電子納品を円滑に行うため、業務着手時に、受発注者で電子納品に関する事前協議を行います。

特に発注者は、受注者に対し、日々蓄積した電子データを無駄にすることなく、過度な負担をかけることのないよう、十分な協議を行うこと。

なお、事前協議は、本ガイドライン【資料編】別紙 3「事前協議チェックシート」により行うこと。

2.4.1 事前協議の考え方

(1) 業務中の情報交換

業務中の情報の交換・共有の方法は、メール等で情報交換を行いながらも最終的に書面で決裁する従来の方法と、電子的に交換・共有した情報を電子納品成果品として蓄積していく方法がある。業務中の情報の交換・共有については情報技術を扱う環境等を考慮し、受発注者で協議を行い決定する。

(2) 電子納品成果品とする対象書類

各電子納品要領で定められたフォルダとファイルの構成について、受発注者間で協議を行い、電子媒体への格納の是非及びファイル形式、格納場所等について決定する。協議に当たっては、次の項目に留意すること。

- 効率化が図られると判断したものを対象とする。
- 次フェーズ以降での利活用が想定されるものを対象とする。
- アナログからデジタルへの変換（押印した打合せ簿の鑑をスキャンし電子化する以外）はしない。
- カタログ等の情報で電子納品が必要とされた場合は、受注者は可能であればメーカー等から電子データを入手する。
- 第三者が発行する証明書类等添付書類が紙しか無い場合で、必要と判断された書類については、スキャン等を行い電子化すること。

その他、次の事項についても事前協議し、決定すること。

- 受注者が提出するオリジナルファイルのソフトウェア、及びバージョン
- 対象とする農林水産省の各電子納品要領（案）の年度版

表 2-1 熊本市における必須対象書類

土木工事	委託業務
PLAN（施工計画書） ※材料一覧表添付	原則、個人情報を除くすべての項目
PHOTO（工事写真）	
DRAWINGF（完成図）	

注) 施工計画書の提出を求めない工事の場合は、施工計画書の電子納品は対象外とする。

2.4.2 CAD データに関する留意点

CAD データに関する事前協議の内容は以下のとおりである。

表 2-2 CAD データの電子納品事前協議の項目

工 種	事前協議内容
対象工種は、農林水産省電子化図面データ作成要領（案）での工種 （本ガイドライン「1.3 電子納品対象工種」の10種類）	図面作成に関する電子納品要領に準拠して作成 ・ 工種の確認 ・ 追加図面種類の有無 ・ 新規レイヤの有無 ・ 線種・線色の変更有無 ・ サブフォルダ作成の有無 ・ CAD データに使用する文字
対象外工種の場合 [REPORT フォルダへ納品]（委託） [DRAWING フォルダへの納品]（工事）	（電子納品の必要性が考えられる場合） 成果の一部として該当フォルダへ納品することを決定する

※ 対象外工種の取扱いについて

電子納品要領にて対象外工種であってもCADで作成された完成図や施工写真については、電子納品を積極的に行うこと。ただし、この場合、本ガイドラインに即した電子納品でなくてもよいが、図面の形式はSFC形式とし、電子媒体への表記は本ガイドライン「1.2.14 電子媒体の表記規則」のとおりとする。

2.4.3 その他データに関する事前協議の留意点

(1) 測量業務での事前協議事項（全事業共通）

電子化が困難な空中写真類や複製用ポジ原図（第二原図）等は、電子納品の対象外とする。

(2) 地質・土質調査業務での事前協議事項（全事業共通）

地質平面図、地質断面図は SXF（SFC）形式により納品を行い、CAD データ化が困難な手書き図面等は、設計段階以降での利用頻度を考慮して、納品方法（紙、画像データ、CAD データ）を受発注者で協議すること。

(3) その他

用地調査に関する電子納品は、個人情報保護の観点より、当面は対象外とする。

2.4.4 その他

特殊な業務や特殊なシステムを使用した場合の取扱い、電子納品、及び紙で提出する部数等で、変更すべき事項があれば、受発注者で協議し決定すること。

2.5 成果品作成

2.5.1 受注者の流れ

受注者が電子納品成果品を作成し、発注者へ提出するまでの流れは以下のとおりとする。

2.5.2 電子納品成果品の作成

一般的に受注者は、電子納品作成支援ソフトを使用して、電子成果品を完成させる。

本市の要領・基準は、農林水産省の各電子納品要領（案）に準拠していることから、これらに対応している電子納品作成支援ソフトを利用することが可能。

ただし、使用する作成支援ソフトが、対象案件の適用する電子納品要領に対応しているかを確認することが必要。

2.5.3 データ作成時における留意点

(1)業務管理ファイル、工事管理ファイル

受注者は、農林水産省の各電子納品要領（案）に準拠し、業務管理ファイル（XML 文書／INDEX_D.XML）または、工事管理ファイル（XML 文書／INDEX_C.XML）を作成する。

(2)各種管理ファイルの作成

受注者は、農林水産省の各電子納品要領（案）に準拠し、各種管理ファイル（XML ファイル）を作成する。

(3)電子納品データの作成

受注者は、必要とする電子納品データの作成を行います。

作成するデータは、本ガイドラインのほか、該当する農林水産省の各電子納品要領（案）を参照すること。

表 2-3 電子データ資料とファイル形式・データ種類の関係

電子データ資料	ファイル形式・データ種類	該当する成果品
各種管理ファイル	・XML ² 形式（DTD 含む）	—
各種書類	・PDF 形式 ・オリジナルファイル形式（ワープロ、表計算等）	土木報告書、調査報告書 等 打合せ簿（重要なもので監督職員が指示したもののみ）、施工計画書
図面	・SXF（SFC）形式	土木詳細設図面、地質平面図、地質断面図、工事完成図面等
写真	・JPEG 形式、TIFF 形式（参考図）	調査業務現場写真、コア写真、工事写真
測量成果	・測量の各種データ形式	測量関係各種資料
地質・土質調査成果	・XML 形式、PDF 形式、SXF（SFC）形式等	地質・土質調査成果各種資料

² XML（eXtensible Markup Language / 拡張型構造化記述言語）文字列をタグと呼ばれる<>で括った予約語で囲み、文書の整形や他文書へのリンクを記述する。文書の構造を DTD というファイルに定義することで、表現方法の指定や文書中の文字列に意味を付加する独自のタグを拡張定義できることに特徴がある。

(4)業務成果品における電子納品の構成

業務成果として納品される電子成果品の構成は以下のとおりとし、各フォルダには、電子成果品として発注者に引き渡すものを格納する。なお、「測量業務」と「地質・土質調査業務」の電子納品の構成については、本ガイドライン（資料編）に記載する。

表 2-4 業務成果品における対象資料と格納場所（業務成果品共通）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
 REPORT 報告書フォルダ 報告書に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書管理ファイル ● DTD ● 報告書ファイル 	   REPORT.XML REPO3.DTD (報告書ファイル) (報告書管理ファイル)
	 ORG 報告書オリジナル ファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書オリジナル ファイル 	 (オリジナルファイル)
 DRAWING 図面フォルダ 図面に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● 図面管理ファイル ● DTD ● 図面ファイル 	   DRAWING.XML DRAW03.DTD SFCファイル (図面管理ファイル)
	 ORG 報告書オリジナル ファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面オリジナル CADデータ 	 (オリジナルファイル)
 PHOTO 写真フォルダ 写真に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● 写真管理ファイル ● DTD 	  PHOTO.XML PHOT003.DTD (写真管理ファイル)
	 PIC 写真フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 写真ファイル 	 JPEGファイル(デジタル写真)
	 DRA 参考図フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 参考図ファイル 	 JPEGまたはTIFFファイル(参考図)

(5) 工事完成図書における電子納品の構成

工事完成図書として納品される電子成果品の構成は以下のとおりとし、各フォルダには、電子成果品として発注者に引き渡すものを格納する。

表 2-5 工事完成図書における対象資料と格納場所（工事 1/2）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
 DRAWINGS 発注図フォルダ 契約関係に関する電子成果品を格納する。	 SPEC 特記仕様書オリジナル ファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面管理ファイル ● DTD ● 発注図・ 変更図CADデータ 	   DRAWINGS.XML DRAW03.DTD SFCファイル (図面管理ファイル) (発注図等)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 特記仕様書等 	 (オリジナルファイル)
 MEET 打合せ簿フォルダ 工事打合せ簿等に関する電子成果品を 格納する。	 ORG 打合せ簿オリジナル ファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ簿管理ファイル ● DTD 	  MEET.XML MEET03.DTD (打合せ簿管理ファイル)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ簿 ● 管理資料 等 	 (オリジナルファイル)
 PLAN 施工計画書フォルダ 施工計画書に関する電子成果品を格納する。	 ORG 施工計画書オリジナル ファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工計画書管理ファイル 	  PLAN.XML PLAN03.DTD (施工計画書ファイル)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 施工計画書 	 (オリジナルファイル)
 DRAWINGF 完成図フォルダ 完成図に関する電子成果品を格納する。	 ORG 完成図オリジナル ファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面管理ファイル ● DTD ● 完成図CADデータ 	   DRAWINGF.XML DRAW03.DTD SFCファイル (図面管理ファイル) (完成図)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 完成図オリジナル CADデータ 	 (オリジナルファイル)

表 2-6 工事完成図書における対象資料と格納場所（工事 2/2）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
 PHOTO 写真フォルダ 写真に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> 写真管理ファイル DTD 	  PHOTO.XML PHOTO03.DTD (写真管理ファイル)
	 PIC 写真フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> 写真ファイル 	 JPEGファイル(デジタル写真)
	 DRA 参考図フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> 参考図ファイル 	 JPEGまたはTIFFファイル(参考図)
 OTHR その他フォルダ その他、工事に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> その他管理ファイル DTD 	  OTHRS.XML OTHRS03.DTD (その他管理ファイル)
	 ORGnnn その他オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> その他データ 	 (オリジナルファイル)

※電子納品対象書類と保管するフォルダについては、資料別紙6「土木工事における電子納品書類等チェックリスト」に記載しているので参考にすること。

(6) 報告書ファイル（PDF）の作成

PDF ファイル作成の留意点は以下のとおり。

PDF ファイルは、報告書 1 冊分を 1 ファイルとするのが原則とするが、内容により、1 ファイルが、10MB を超える場合がある。その場合、複数ファイルへ分割する等の処置を受発注者で協議の上、行うこと。

また、PDF ファイルは、「オリジナルファイル」から直接変換することを原則とし、紙によるスキャナ画像からの変換は基本的に行わないこととする。

- 用紙サイズは、A4縦を基本とし、内容によりA3等の用紙サイズを含むことも認める。
- 印刷を前提とした解像度、圧縮の設定を行う。
- パスワード、印刷・変更・再利用の許可等のセキュリティに関する設定は行わない。

その他の設定は、農林水産省の各電子納品要領（案）に準拠すること。

(7) オリジナルファイルの作成

「オリジナルファイル」とは、報告書ファイル（PDF）の元となるデータ、またはワープロ、表計算等の各種ソフトウェアで作成された電子データをさす。

本市の運用は以下のとおりとする。

- 電子納品するオリジナルファイルは、電子納品成果品とする対象書類を作成する。
- 上記 PDFファイル同様、ファイルサイズは、利便性を考慮し、極端に大きくならないようにすること。

(8) CAD（図面）データの作成

CAD データ作成における本市の運用は以下のとおりとする。

- ファイル形式
CAD データで納品する場合のファイル形式は、SXF（SFC）形式とする。
提供された CAD データが、オリジナル(JW・HO・Auto 等)形式であった場合、

- SXF (SFC) 形式に変換し納品する。
- 各土木事業における工種ごとの作成
 - 詳細は、農林水産省電子化図面データの作成要領(案)に準拠すること。
- 図面サイズ
 - 図面サイズは、原則「A1横」を基本とする。

(9) CAD データの確認

作成した CAD データは、OCF 検定に合格したソフトウェア³により確認する。変換によるデータ欠落や表現の違いが生じないように、目視確認を行い、図面として正しく表示・印刷等が可能であることを確認すること。

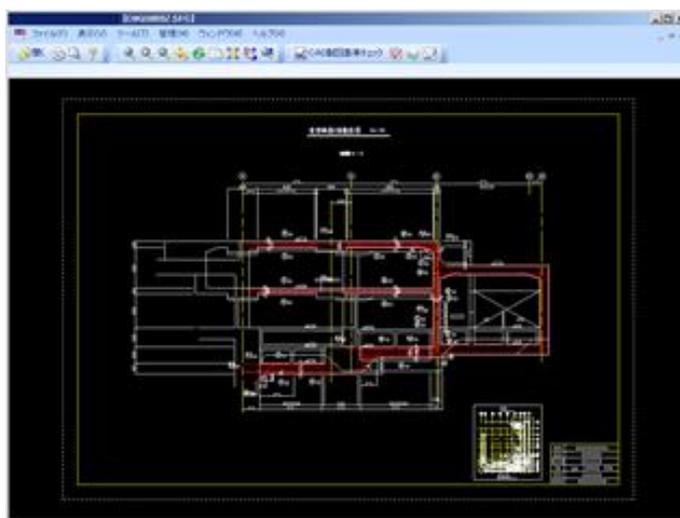


図 2-2 CAD データ (SFC ファイル) の OCF 検定認証ソフトウェアによる表示例

(10) 写真データの作成

受注者は、デジタルカメラにより現場写真等を撮影し、データを提出する。

写真を高画素⁴で撮影すると、1枚当たりのデータ容量が大きくなり、提出媒体が複数枚になるとともに、閲覧性も悪くなるため、デジタルカメラの有効画素数は、以下を目安に設定・撮影すること。

- 100~150万画素 (最適なピクセルサイズとしては (1280×960))

参考図の取扱いは、農林水産省電子化写真データの作成要領(案)に準拠すること。

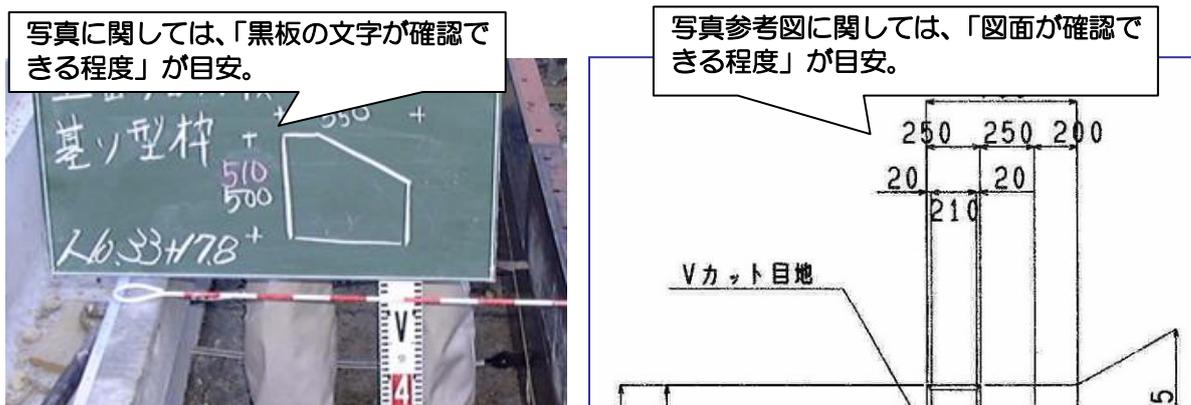


図 2-3 写真画質の目安イメージ

³ OCF 検定認証ソフトウェア一覧 OCF オープンCAD フォーマット評議会
http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml

⁴ 100 万画素/枚=200KB 程度: CD-R 1 枚に格納できる目安=650MB=3300 枚程度、130 万画素/枚=350KB 程度: CD-R 1 枚に格納できる目安=650MB=1900 枚程度、200 万画素/枚=800KB 程度: CD-R 1 枚に格納できる目安=650MB= 800 枚程度

(11) デジタルコア写真の作成

地質・土質調査成果のデジタルコア写真のデータは、農林水産省電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】に従って整理・格納する。（原則100万画素程度とするが、ボーリングサンプル等のコア写真は200万画素以上とする。）

(12) 測量成果の作成

各種測量のデータは、農林水産省測量成果電子納品要領（案）等に従って作成する。

(13) 地質・土質調査成果作成の作成

ボーリングデータ他、地質・土質調査のデータは、農林水産省地質・土質調査成果電子納品要領（案）等に従って作成する。ただし、地質平面図、地質断面図をCADデータとしてDRAWINGフォルダに格納する場合はSXF（SFC）形式とする。

2.5.4 電子媒体作成

受注者は、電子納品成果品をチェックし、ウィルスが検出されないこととエラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納する。格納は、電子媒体書込みソフトを利用し、データを追記できない方式とする。

電子媒体作成での留意事項は、以下のとおりとする。

- ハードディスク上で電子媒体への格納イメージどおりに電子納品成果品が整理されていることを確認すること。
- 電子媒体に格納する前の電子納品成果品及び格納した後の電子媒体についてウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認すること。
- 電子媒体に格納する前の電子納品成果品及び格納した後の電子媒体について電子納品の形式チェックを行い、エラーのないことを確認すること。

2.5.5 電子納品成果品のチェック

受注者は、ハードディスク上で整理した電子納品成果品を、電子媒体へ格納する前に熊本市電子納品チェックソフト⁵にてチェックを行う。

<留意点>

1) 農林水産省電子納品チェックシステム⁶、2) 熊本県電子納品検査ソフト⁷でのチェック 3) 電子納品作成支援ソフトでのチェックを使用した場合は、チェック項目・内容が違うため、該当チェックソフトでエラーがない場合でも熊本市にて変更している事項【1.2 電子納品要領・基準の変更事項】を参照の上、対応を図ること。

2.5.6 電子納品成果品のウィルスチェック

発注者に提出前に再度ウィルスチェックを行う。

ウィルスチェックソフトは、最新のウィルスも検出できるように常に最新定義データに更新（アップデート）したものを利用すること。

⁵ 熊本市電子納品チェックソフト 熊本市HPより入手可能 <http://www.city.kumamoto.jp/>

⁶ 農林水産省 電子納品チェックシステム http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html

⁷ 熊本県電子納品検査ソフト <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/93/cals.html>

2.6 納品・検査

発注者は、受注者から納品された電子納品成果品を確認する。

電子納品成果品は、利活用する際の要求事項を満たしていることが必要となる。

電子納品成果品の確認項目は以下のとおりとする。

手順	確認項目	確認内容	適合基準
1	外観の確認	目視による電子媒体の破損、ラベル記述を確認	・ 電子媒体に傷が無く正常にデータが読み取れること ・ 記載内容が正しいこと
2	ウィルス感染の有無	ウィルス対策ソフトにてチェック	・ ウィルスに感染していないこと
3	電子納品成果品のデータチェック	チェック閲覧ソフト ⁸ へ取込む	・ チェック閲覧ソフトへ正常に取込めること ・ エラーが表示されないこと
4	電子納品成果品内容の確認	各資料の分類・整理及び内容を確認	・ 正しく作成・分類されていること
5	CAD データ (SFC ファイル) 確認	SFC ファイルを閲覧し確認	・ SXF ブラウザにて正常に閲覧・印刷ができること

2.6.1 外観の確認

目視による電子媒体の破損、ラベル記述を確認する。

成果品記載内容が正しいこと。電子媒体に傷が無く正常にデータが読み取れることをチェックする。電子媒体表面に記述する情報の種類とレイアウトは、【1.2.14 電子媒体の表記規則】を参照すること。

2.6.2 ウィルス感染の有無

- ウィルス対策ソフトを使用してチェックする。
- 受注者より電子納品成果品を受け取った時点でウィルスチェックを行うこと。
- ウィルス定義は、常に最新のバージョンに更新すること。
- ウィルスチェックは、「熊本市情報セキュリティ基本方針」に基づき行うこと。

2.6.3 電子納品成果品のデータチェック

- 発注者にて用意したチェック閲覧ソフトへ成果品を取り込む。
- チェックの結果、エラーがないことを確認する。

2.6.4 電子納品成果品の内容の確認

発注者は、電子納品成果品の内容を確認する。確認事項は以下のとおりとする。

- 納品資料が正しく分類・整理されていること
資料を検索する際に必要となる管理情報 (XML)、及びフォルダ・ファイル名称が要領・基準類に基づき正しく分類・整理されていることを確認する。
- 判読可能な情報であること
データが判読可能な情報であることを確認する。
- 内容が正しいこと
図面、写真、及び各種資料のデータをチェック閲覧ソフトで閲覧し、内容が正しいことを確認する。

2.6.5 成果品の検査

- 電子納品モデル検証、試行運用の段階では効率的に検査を行うため、電子媒体と紙媒体を併用して検査をおこなう。

⁸ チェック閲覧ソフト：CS-GV 熊本市版。

- 工事写真は、ダイジェスト版にて一連の施工状況を確認し、ダイジェスト版に含まれない写真の確認については原則電子データにて行うこととする。
- 電子検査に必要なパソコンについては原則受注者が準備することとする。また、現場での検査においては、必要に応じて電子納品成果物の内容確認を行うことから、検査前に受注者側のパソコンにデータの取り込みを行い、閲覧準備までを行っておくこと。
- 受注者にてパソコンの準備ができない場合は、別途協議する。

2.7 提出・保管

受注者は完成検査終了後、最終版の電子媒体を速やかに発注者へ提出すること。

電子媒体の提出部数

発注者用 1 部、農業政策課提出用 1 部、その他必要部数とし事前協議で決定する。

紙媒体の提出部数

紙媒体による成果品は基本的に 1 部（簡易加除式ファイル）とする。ただし、必要があると認められる場合で部数を変更する場合は別途協議する。また、工事写真はダイジェスト版を 1 部提出すること。

2.8 竣工（完了）検査までの対応

竣工（完了）検査時までは、USBフラッシュメモリー等での納品も可とする。この場合は提出前に「2.7.2 ウィルス感染の有無」に示すとおり、ウィルスチェックを行うこと。

また、検査完了後は「2.8 提出・保管」のとおり、最終版の電子媒体を速やかに発注者へ提出すること。

【改訂履歴】

H26.1 熊本市電子納品ガイドライン（案）【農業土木編】策定。

H27.4 運用を効率化させるため、内容を一部改訂。

H27.9 組織改変に併せて部署名・コード表等軽微な修正。

【資料編】

別紙 1 住所コード表

町名	番地等	住所コード
【あ】		
アイビツチ		
会富町	全域	60010
アキフシヤチ		
秋津新町	全域	50020
秋津町秋田	全域	50030
アキフツチヤツ		
秋津町沼山津	全域	50040
アキフ1チョウメ		
秋津1丁目	全域	50041
アキフ2チョウメ		
秋津2丁目	全域	50042
アキフ3チョウメ		
秋津3丁目	全域	50043
アノクダ1チョウメ		
麻生田1丁目	全域	20061
アノクダ2チョウメ		
麻生田2丁目	全域	20062
アノクダ3チョウメ		
麻生田3丁目	全域	20063
アノクダ4チョウメ		
麻生田4丁目	全域	20064
アノクダ5チョウメ		
麻生田5丁目	全域	20065
アノクダ		
荒尾町	全域	60070
アノクダ1チョウメ		
荒尾1丁目	全域	60071
アノクダ2チョウメ		
荒尾2丁目	全域	60072
アノクダ3チョウメ		
荒尾3丁目	全域	60073
改寄町	全域	20080
アノクダヤチ		
安政町	全域	40090
【い】		
イボフツチヤチ		
井川淵町	全域	40100
イボフツチ		
池魚町	全域	30110
イノダ1チョウメ		
池田1丁目	全域	30121
イノダ2チョウメ		
池田2丁目	全域	30122
イノダ3チョウメ		
池田3丁目	全域	30123
イノダ4チョウメ		
池田4丁目	全域	30124
イノダ5チョウメ		
池田5丁目	全域	30125
イノダ6チョウメ		
池田6丁目	全域	30126
イノダ7チョウメ		
池田7丁目	全域	30127
イノダ8チョウメ		
池田8丁目	全域	30128
イノダ9チョウメ		
池田9丁目	全域	30129
イノダ10チョウメ		
池田10丁目	全域	30130
イノダ11チョウメ		
池田11丁目	全域	30131
イノダ12チョウメ		
池田12丁目	全域	30132
イノダ13チョウメ		
池田13丁目	全域	30133
イノダ14チョウメ		
池田14丁目	全域	30134
イノダ15チョウメ		
池田15丁目	全域	30135
イノダ16チョウメ		
池田16丁目	全域	30136
イノダ17チョウメ		
池田17丁目	全域	30137
イノダ18チョウメ		
池田18丁目	全域	30138
イノダ19チョウメ		
池田19丁目	全域	30139
イノダ20チョウメ		
池田20丁目	全域	30140
イノダ21チョウメ		
池田21丁目	全域	30141
イノダ22チョウメ		
池田22丁目	全域	30142
イノダ23チョウメ		
池田23丁目	全域	30143
イノダ24チョウメ		
池田24丁目	全域	30144
イノダ25チョウメ		
池田25丁目	全域	30145
イノダ26チョウメ		
池田26丁目	全域	30146
イノダ27チョウメ		
池田27丁目	全域	30147
イノダ28チョウメ		
池田28丁目	全域	30148
イノダ29チョウメ		
池田29丁目	全域	30149
イノダ30チョウメ		
池田30丁目	全域	30150
イノダ31チョウメ		
池田31丁目	全域	30151
イノダ32チョウメ		
池田32丁目	全域	30152
イノダ33チョウメ		
池田33丁目	全域	30153
イノダ34チョウメ		
池田34丁目	全域	30154
イノダ35チョウメ		
池田35丁目	全域	30155
イノダ36チョウメ		
池田36丁目	全域	30156
イノダ37チョウメ		
池田37丁目	全域	30157
イノダ38チョウメ		
池田38丁目	全域	30158
イノダ39チョウメ		
池田39丁目	全域	30159
イノダ40チョウメ		
池田40丁目	全域	30160
イノダ41チョウメ		
池田41丁目	全域	30161
イノダ42チョウメ		
池田42丁目	全域	30162
イノダ43チョウメ		
池田43丁目	全域	30163
イノダ44チョウメ		
池田44丁目	全域	30164
イノダ45チョウメ		
池田45丁目	全域	30165
イノダ46チョウメ		
池田46丁目	全域	30166
イノダ47チョウメ		
池田47丁目	全域	30167
イノダ48チョウメ		
池田48丁目	全域	30168
イノダ49チョウメ		
池田49丁目	全域	30169
イノダ50チョウメ		
池田50丁目	全域	30170
イノダ51チョウメ		
池田51丁目	全域	30171
イノダ52チョウメ		
池田52丁目	全域	30172
イノダ53チョウメ		
池田53丁目	全域	30173
イノダ54チョウメ		
池田54丁目	全域	30174
イノダ55チョウメ		
池田55丁目	全域	30175
イノダ56チョウメ		
池田56丁目	全域	30176
イノダ57チョウメ		
池田57丁目	全域	30177
イノダ58チョウメ		
池田58丁目	全域	30178
イノダ59チョウメ		
池田59丁目	全域	30179
イノダ60チョウメ		
池田60丁目	全域	30180
イノダ61チョウメ		
池田61丁目	全域	30181
イノダ62チョウメ		
池田62丁目	全域	30182
イノダ63チョウメ		
池田63丁目	全域	30183
イノダ64チョウメ		
池田64丁目	全域	30184
イノダ65チョウメ		
池田65丁目	全域	30185
イノダ66チョウメ		
池田66丁目	全域	30186
イノダ67チョウメ		
池田67丁目	全域	30187
イノダ68チョウメ		
池田68丁目	全域	30188
イノダ69チョウメ		
池田69丁目	全域	30189
イノダ70チョウメ		
池田70丁目	全域	30190
イノダ71チョウメ		
池田71丁目	全域	30191
イノダ72チョウメ		
池田72丁目	全域	30192
イノダ73チョウメ		
池田73丁目	全域	30193
イノダ74チョウメ		
池田74丁目	全域	30194
イノダ75チョウメ		
池田75丁目	全域	30195
イノダ76チョウメ		
池田76丁目	全域	30196
イノダ77チョウメ		
池田77丁目	全域	30197
イノダ78チョウメ		
池田78丁目	全域	30198
イノダ79チョウメ		
池田79丁目	全域	30199
イノダ80チョウメ		
池田80丁目	全域	30200
イノダ81チョウメ		
池田81丁目	全域	30201
イノダ82チョウメ		
池田82丁目	全域	30202
イノダ83チョウメ		
池田83丁目	全域	30203
イノダ84チョウメ		
池田84丁目	全域	30204
イノダ85チョウメ		
池田85丁目	全域	30205
イノダ86チョウメ		
池田86丁目	全域	30206
イノダ87チョウメ		
池田87丁目	全域	30207
イノダ88チョウメ		
池田88丁目	全域	30208
イノダ89チョウメ		
池田89丁目	全域	30209
イノダ90チョウメ		
池田90丁目	全域	30210
イノダ91チョウメ		
池田91丁目	全域	30211
イノダ92チョウメ		
池田92丁目	全域	30212
イノダ93チョウメ		
池田93丁目	全域	30213
イノダ94チョウメ		
池田94丁目	全域	30214
イノダ95チョウメ		
池田95丁目	全域	30215
イノダ96チョウメ		
池田96丁目	全域	30216
イノダ97チョウメ		
池田97丁目	全域	30217
イノダ98チョウメ		
池田98丁目	全域	30218
イノダ99チョウメ		
池田99丁目	全域	30219
イノダ100チョウメ		
池田100丁目	全域	30220

町名	番地等	住所コード
	500番地	
	502番地1～531番地	
	1272番地90	
	1629番地1～1633番地	
イケダ3チョウメ		
池田3丁目	1653番地1	30123
	1654番地1	
	1654番地3	
	1654番地4	
	1655番地1	
	1655番地3～1656番地	
イノダ4チョウメ		
池田4丁目	全域	30124
イケノノエマチ		
池上町	全域	30130
イシハラマチ		
石原町	全域	50140
イシハラ1チョウメ		
石原1丁目	全域	50141
イシハラ2チョウメ		
石原2丁目	全域	50142
イシハラ3チョウメ		
石原3丁目	全域	50143
イズミマチ		
和泉町	全域	20160
イズミ1チョウメ		
出水1丁目	全域	40151
イズミ2チョウメ		
出水2丁目	全域	40152
イズミ3チョウメ		
出水3丁目	全域	40153
	1番～3番	
	5番～16番	
	17番1号～11号	
	17番29号～54号	40154
	21番1号～3号	
	21番16号～31号	
	22番～39番	
	4番	
	17番12号～28号	
	18番～20番	50154
	21番4号～15号	
イズミ5チョウメ		
出水5丁目	全域	40155
イズミ6チョウメ		
出水6丁目	全域	40156
イズミ7チョウメ		
出水7丁目	全域	40157
イズミ8チョウメ		
出水8丁目	全域	40158
イズミ9チョウメ		
出水9丁目	全域	40170
イダチヤチ		
出仲間1丁目	全域	60181
イダチカマ2チョウメ		
出仲間2丁目	全域	60182
イダチカマ3チョウメ		
出仲間3丁目	全域	60183
イダチカマ4チョウメ		
出仲間4丁目	全域	60184
イダチカマ5チョウメ		
出仲間5丁目	全域	60185
イダチカマ6チョウメ		
出仲間6丁目	全域	60186
イダチカマ7チョウメ		
出仲間7丁目	全域	60187
イダチカマ8チョウメ		
出仲間8丁目	全域	60188
イダチカマ9チョウメ		
出仲間9丁目	全域	60189
イマチ		
今町	全域	60190
【う】		
ウエキマアブリダ		
植木町銀田	全域	20200
ウエキマアブリズミ		
植木町有泉	全域	20210
ウエキマアインナフ		
植木町石川	全域	20220
ウエキマアサカサキ		
植木町伊知坊	全域	20230
ウエキマアイマワジ		
植木町今藤	全域	20240
ウエキマアイワフ		
植木町岩野	全域	20250
ウエキマアウツチ		
植木町榎木	全域	20260
ウエキマアウチノコ		
植木町上古閑	全域	20270
ウエキマアウシロコガ		
植木町後古閑	全域	20280
ウエキマアウチ		
植木町内	全域	20290
ウエキマアウチノイデ		
植木町円台寺	全域	20300
ウエキマアオサキ		
植木町大井	全域	20310
ウエキマアオサキコ		
植木町荻迫	全域	20320

町名	番地等	住所コード
ウエキマアチホ		
植木町小野	全域	20330
ウエキマアカメウ		
植木町亀甲	全域	20340
ウエキマアキトメ		
植木町木置	全域	20350
ウエキマアキズキ		
植木町清水	全域	20360
ウエキマアキズカケ		
植木町鞍掛	全域	20370
ウエキマアキヨゴ		
植木町古閑	全域	20380
ウエキマアキネダ		
植木町色出	全域	20390
ウエキマアキネダイ		
植木町正清	全域	20400
ウエキマアキズメ		
植木町鈴妻	全域	20410
ウエキマアキズメイ		
植木町大和	全域	20440
ウエキマアキズメ		
植木町田底	全域	20420
ウエキマアキズメ		
植木町瀧水	全域	20430
ウエキマアキズメ		
植木町轟	全域	204

町名	番地等	区名
<small>クワミズホウマチ</small> 神水本町	25番1号〜6号	41330
<small>クワミズホウマチ</small> 神水本町	25番7号〜48号	
<small>クワミズホウマチ</small> 神水本町	26番	51330
<small>クワミズホウマチ</small> 神水1丁目	27番	41331
<small>クワミズホウマチ</small> 神水2丁目	全域	41332
【け】		
<small>クワミズホウマチ</small> 慶徳町	全域	41340
<small>クワミズホウマチ</small> 健康本町	全域	51350
<small>クワミズホウマチ</small> 健康1丁目	全域	51351
<small>クワミズホウマチ</small> 健康2丁目	全域	51352
<small>クワミズホウマチ</small> 健康3丁目	全域	51353
<small>クワミズホウマチ</small> 健康4丁目	全域	51354
<small>クワミズホウマチ</small> 健康5丁目	全域	51355
【こ】		
<small>クワミズホウマチ</small> 小糸山町	全域	21370
<small>クワミズホウマチ</small> 神ノノ1丁目	全域	51421
<small>クワミズホウマチ</small> 神ノノ2丁目	全域	51422
<small>クワミズホウマチ</small> 神ノノ3丁目	全域	61381
<small>クワミズホウマチ</small> 幸田2丁目	全域	61382
<small>クワミズホウマチ</small> 紺屋阿弥陀寺町	全域	41390
<small>クワミズホウマチ</small> 紺屋今町	全域	41400
<small>クワミズホウマチ</small> 紺屋町1丁目	全域	41411
<small>クワミズホウマチ</small> 紺屋町2丁目	全域	41412
<small>クワミズホウマチ</small> 紺屋町3丁目	全域	41413
<small>クワミズホウマチ</small> 合志1丁目	全域	61511
<small>クワミズホウマチ</small> 合志2丁目	全域	61512
<small>クワミズホウマチ</small> 合志3丁目	全域	61513
<small>クワミズホウマチ</small> 合志4丁目	全域	61514
<small>クワミズホウマチ</small> 宇野本町	全域	41430
<small>クワミズホウマチ</small> 国府本町	全域	41440
<small>クワミズホウマチ</small> 国府1丁目	全域	41441
<small>クワミズホウマチ</small> 国府2丁目	全域	41442
<small>クワミズホウマチ</small> 国府3丁目	全域	41443
<small>クワミズホウマチ</small> 国府4丁目	全域	41444
<small>クワミズホウマチ</small> 小沢町	全域	41460
<small>クワミズホウマチ</small> 古城町	全域	41460
<small>クワミズホウマチ</small> 壺川1丁目	全域	41471
<small>クワミズホウマチ</small> 壺川2丁目	全域	41472
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東1丁目	1番1号〜14号	
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東1丁目	1番16号	41481
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東1丁目	1番61号〜73号	
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東1丁目	1番15号	
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東1丁目	1番17号〜60号	51481
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東2丁目	2番〜15番	51482
<small>クワミズホウマチ</small> 湖東3丁目	全域	51483
<small>クワミズホウマチ</small> 琴平本町	全域	41490
<small>クワミズホウマチ</small> 琴平1丁目	全域	41491
<small>クワミズホウマチ</small> 琴平2丁目	全域	41492
<small>クワミズホウマチ</small> 呉服町1丁目	全域	41521
<small>クワミズホウマチ</small> 呉服町2丁目	全域	41522
<small>クワミズホウマチ</small> 呉服町3丁目	全域	41523
<small>クワミズホウマチ</small> 米屋町1丁目	全域	41501
<small>クワミズホウマチ</small> 米屋町2丁目	全域	41502
<small>クワミズホウマチ</small> 米屋町3丁目	全域	41503
<small>クワミズホウマチ</small> 御領1丁目	全域	51531
<small>クワミズホウマチ</small> 御領2丁目	全域	51532
<small>クワミズホウマチ</small> 御領3丁目	全域	51533
<small>クワミズホウマチ</small> 御領4丁目	全域	51534
<small>クワミズホウマチ</small> 御領5丁目	全域	51535
<small>クワミズホウマチ</small> 御領6丁目	全域	51536
<small>クワミズホウマチ</small> 御領7丁目	全域	51537
<small>クワミズホウマチ</small> 御領8丁目	全域	51538

町名	番地等	区名
<small>クワミズホウマチ</small> 護国町	全域	61540
【さ】		
<small>クワミズホウマチ</small> 細工町1丁目	全域	41551
<small>クワミズホウマチ</small> 細工町2丁目	全域	41552
<small>クワミズホウマチ</small> 細工町3丁目	全域	41553
<small>クワミズホウマチ</small> 細工町4丁目	全域	41554
<small>クワミズホウマチ</small> 細工町5丁目	全域	41555
<small>クワミズホウマチ</small> 栄町	全域	51560
<small>クワミズホウマチ</small> 桜木1丁目	全域	51571
<small>クワミズホウマチ</small> 桜木2丁目	全域	51572
<small>クワミズホウマチ</small> 桜木3丁目	全域	51573
<small>クワミズホウマチ</small> 桜木4丁目	全域	51574
<small>クワミズホウマチ</small> 桜木5丁目	全域	51575
<small>クワミズホウマチ</small> 桜木6丁目	全域	51580
<small>クワミズホウマチ</small> 桜町	全域	51591
<small>クワミズホウマチ</small> 佐土原1丁目	全域	51592
<small>クワミズホウマチ</small> 佐土原2丁目	全域	51592
<small>クワミズホウマチ</small> 佐土原3丁目	全域	51593
<small>クワミズホウマチ</small> 三郎1丁目	1番〜6番	
<small>クワミズホウマチ</small> 三郎1丁目	7番1号〜39号	41601
<small>クワミズホウマチ</small> 三郎1丁目	7番50号〜83号	
<small>クワミズホウマチ</small> 三郎1丁目	7番40号〜49号	51601
<small>クワミズホウマチ</small> 三郎2丁目	8番〜14番	
<small>クワミズホウマチ</small> 三郎2丁目	全域	51602
【し】		
<small>クワミズホウマチ</small> 泗水町南田島	全域	21800
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎1丁目	全域	41611
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎2丁目	全域	31612
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎3丁目	全域	31613
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎4丁目	全域	31614
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎5丁目	全域	31615
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎6丁目	全域	31616
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎7丁目	全域	31617
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎1丁目	全域	61621
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎2丁目	全域	61622
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎3丁目	全域	61623
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎4丁目	全域	61624
<small>クワミズホウマチ</small> 島崎5丁目	全域	61625
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町	全域	21650
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地1丁目	全域	21711
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地2丁目	全域	21712
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地3丁目	全域	21713
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地4丁目	全域	21714
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地5丁目	全域	21715
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地6丁目	全域	21716
<small>クワミズホウマチ</small> 清水新地7丁目	全域	21717
<small>クワミズホウマチ</small> 清水東町	全域	21660
<small>クワミズホウマチ</small> 清水本町	全域	21640
<small>クワミズホウマチ</small> 清水岩倉1丁目	全域	21631
<small>クワミズホウマチ</small> 清水岩倉2丁目	全域	21632
<small>クワミズホウマチ</small> 清水岩倉3丁目	全域	21633
<small>クワミズホウマチ</small> 清水町大字辻越	全域	21690
<small>クワミズホウマチ</small> 清水町大字松越	全域	21730
<small>クワミズホウマチ</small> 清水町大字室園	全域	21750
<small>クワミズホウマチ</small> 清水万石1丁目	全域	21741
<small>クワミズホウマチ</small> 清水万石2丁目	全域	21742
<small>クワミズホウマチ</small> 清水万石3丁目	全域	21743
<small>クワミズホウマチ</small> 清水万石4丁目	全域	21744
<small>クワミズホウマチ</small> 清水万石5丁目	全域	21745
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津1丁目	全域	51761
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津2丁目	全域	51762
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津3丁目	全域	51763
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津4丁目	全域	51764
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津5丁目	全域	51765

町名	番地等	区名
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津6丁目	全域	51766
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津7丁目	全域	51767
<small>クワミズホウマチ</small> 下江津8丁目	全域	51768
<small>クワミズホウマチ</small> 下碓川1丁目	全域	21771
<small>クワミズホウマチ</small> 下碓川2丁目	全域	21772
<small>クワミズホウマチ</small> 下碓川町	全域	21770
<small>クワミズホウマチ</small> 下通1丁目	全域	41781
<small>クワミズホウマチ</small> 下通2丁目	全域	41782
<small>クワミズホウマチ</small> 下南部1丁目	全域	51791
<small>クワミズホウマチ</small> 下南部2丁目	全域	51792
<small>クワミズホウマチ</small> 下南部3丁目	全域	51793
<small>クワミズホウマチ</small> 十禰寺町	全域	41980
<small>クワミズホウマチ</small> 十禰寺1丁目	全域	41981
<small>クワミズホウマチ</small> 十禰寺2丁目	全域	61982
<small>クワミズホウマチ</small> 十禰寺3丁目	全域	61983
<small>クワミズホウマチ</small> 昭和町	全域	51800
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚1丁目	全域	32000
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚2丁目	全域	32001
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚3丁目	全域	32002
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚4丁目	全域	32003
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚5丁目	全域	32004
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚6丁目	全域	32005
<small>クワミズホウマチ</small> 城山大塚7丁目	全域	32006
<small>クワミズホウマチ</small> 城山上代町	全域	32010
<small>クワミズホウマチ</small> 城山下代1丁目	全域	32021
<small>クワミズホウマチ</small> 城山下代2丁目	全域	32022
<small>クワミズホウマチ</small> 城山下代3丁目	全域	32023
<small>クワミズホウマチ</small> 城山下代4丁目	全域	32024
<small>クワミズホウマチ</small> 城山下代5丁目	全域	32025
<small>クワミズホウマチ</small> 城山半田1丁目	全域	32031
<small>クワミズホウマチ</small> 城山半田2丁目	全域	32032
<small>クワミズホウマチ</small> 城山半田3丁目	全域	32033
<small>クワミズホウマチ</small> 城山半田4丁目	全域	32034
<small>クワミズホウマチ</small> 城山薬師1丁目	全域	32036
<small>クワミズホウマチ</small> 城山薬師2丁目	全域	32037
<small>クワミズホウマチ</small> 城東町	全域	42040
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町赤見	全域	62050
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町阿高	全域	62060
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町塚	全域	62070
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町出水	全域	62080
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町今吉野	全域	62090
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町隈庄	全域	62100
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町坂野	全域	62110
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町さんさん1丁目	全域	62281
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町さんさん2丁目	全域	62282
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町沈目	全域	62120
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町島田	全域	62130
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町下宮地	全域	62140
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町陳内	全域	62150
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町高	全域	62160
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町千町	全域	62170
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町築地	全域	62180
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町塚原	全域	62190
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町水	全域	62200
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町丹生宮	全域	62210
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町東阿高	全域	62220
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町藤山	全域	62230
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町舞原	全域	62240
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町宮地	全域	62250
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町六田	全域	62260
<small>クワミズホウマチ</small> 城南町藤瀬	全域	62270
<small>クワミズホウマチ</small> 白石町	全域	61870
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤1丁目	全域	61861
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤2丁目	全域	61862

町名	番地等	区名
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤3丁目	全域	61863
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤4丁目	全域	61864
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤5丁目	全域	61865
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤6丁目	全域	61881
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤7丁目	全域	61882
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤8丁目	全域	61883
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤9丁目	全域	61890
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤10丁目	全域	61900
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤11丁目	全域	61911
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤12丁目	全域	61912
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤13丁目	全域	61913
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤14丁目	全域	61934
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤15丁目	全域	61935
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤16丁目	全域	61936
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤17丁目	全域	61941
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤18丁目	全域	61942
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤19丁目	全域	61943
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤20丁目	全域	61944
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤21丁目	全域	41951
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤22丁目	全域	41952
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤23丁目	全域	41953
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤24丁目	全域	41954
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤25丁目	全域	31961
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤26丁目	全域	31962
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤27丁目	全域	41971
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤28丁目	全域	41972
<small>クワミズホウマチ</small> 白藤29丁目	全域	41973
【す】		
<small>クワミズホウマチ</small> 水源1丁目	全域	52281
<small>クワミズホウマチ</small> 水源2丁目	全域	52282
<small>クワミズホウマチ</small> 水源3丁目	全域	42290
<small>クワミズホウマチ</small> 水源4丁目	全域	42291
<small>クワミズホウマチ</small> 水源5丁目	全域	42292
<small>クワミズホウマチ</small> 水源6丁目	全域	42293
<small>クワミズホウマチ</small> 水源7丁目	全域	42294
<small>クワミズホウマチ</small> 水源8丁目	全域	42295
<small>クワミズホウマチ</small> 水源9丁目	全域	42296
<small>クワミズホウマチ</small> 水源10丁目	全域	42300
<small>クワミズホウマチ</small> 水源11丁目	全域	42310
<small>クワミズホウマチ</small> 水源12丁目	全域	22320
<small>クワミズホウマチ</small> 水源13丁目	全域	62330
【せ】		
<small>クワミズホウマチ</small> 銭堀町	全域	62350
<small>クワミズホウマチ</small> 船場町下1丁目	全域	42341
<small>クワミズホウマチ</small> 船場町2丁目	全域	42342
<small>クワミズホウマチ</small> 船場町3丁目	全域	42343
【た】		
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島1丁目	全域	62361
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島2丁目	全域	62362
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島3丁目	全域	62363
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島4丁目	全域	32381
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島5丁目	全域	32382
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島6丁目	全域	22391
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島7丁目	全域	22392
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島8丁目	全域	22393
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島9丁目	全域	32400
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島10丁目	全域	32410
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島11丁目	全域	32401
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島12丁目	全域	32402
<small>クワミズホウマチ</small> 田井島13丁目	全域	32403

町名	番地等	区名
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田隼内1丁目	全域	22441
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田隼内2丁目	全域	22442
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田隼内3丁目	全域	22443
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田隼内4丁目	全域	22444
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田町弓削	全域	22450
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田町弓削1丁目	全域	22451
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田町弓削2丁目	全域	22452
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田1丁目	全域	22421
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田2丁目	全域	22422
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田3丁目	全域	22423
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田4丁目	全域	22424
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田5丁目	全域	22425
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田6丁目	全域	22426
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田7丁目	全域	22427
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田8丁目	全域	22428
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田9丁目	全域	22429
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田10丁目	全域	32460
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田11丁目	全域	42520
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田12丁目	全域	62470
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田13丁目	全域	62490
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田14丁目	全域	62481
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田15丁目	全域	62482
<small>クワミズホウマチ</small> 龍田16丁目	全域	62483
<small>クワミズホウマチ</small> 		

町名	番地等	区名
遠藤6丁目	全域	42936
遠藤7丁目	全域	42937
遠藤8丁目	全域	52938
遠藤9丁目	全域	52939
【 な 】		
中江町	全域	52940
中島町	全域	32950
中唐人町	全域	42960
中原町	全域	32970
中松尾町	全域	33565
中無田町	全域	62980
長嶺西1丁目	全域	52991
長嶺西2丁目	全域	52992
長嶺西3丁目	全域	52993
長嶺東1丁目	全域	53001
長嶺東2丁目	全域	53002
長嶺東3丁目	全域	53003
長嶺東4丁目	全域	53004
長嶺東5丁目	全域	53005
長嶺東6丁目	全域	53006
長嶺東7丁目	全域	53007
長嶺東8丁目	全域	53008
長嶺東9丁目	全域	53009
長嶺南1丁目	全域	53021
長嶺南2丁目	全域	53022
長嶺南3丁目	全域	53023
長嶺南4丁目	全域	53024
長嶺南5丁目	全域	53025
長嶺南6丁目	全域	53026
長嶺南7丁目	全域	53027
長嶺南8丁目	全域	53028
嵯峨町	全域	63030
【 に 】		
西阿弥陀寺町	全域	43040
西堀屋町	全域	23050
錦ヶ丘	全域	53060
西子飼町	全域	43070
西唐人町	全域	43080
西原1丁目	全域	53091
西原2丁目	全域	53092
西原3丁目	全域	53093
西松尾町	全域	33567
二の丸	全域	43100
二本木1丁目	全域	33121
二本木2丁目	全域	33122
二本木3丁目	全域	33123
二本木4丁目	全域	33124
二本木5丁目	全域	33125
楡本1丁目	全域	23131
楡本2丁目	全域	23132
楡本3丁目	全域	23133
楡本4丁目	全域	23134
楡本5丁目	全域	23135
楡本6丁目	全域	23136
【 め 】		
沼山津1丁目	全域	53141
沼山津2丁目	全域	53142
沼山津3丁目	全域	53143
沼山津4丁目	全域	53144
【 の 】		
野口町	全域	63150
野口1丁目	全域	63151
野口2丁目	全域	63152
野口3丁目	全域	63153

町名	番地等	区名
野口4丁目	全域	63154
野田1丁目	全域	63161
野田2丁目	全域	63162
野田3丁目	全域	63163
野田1丁目	全域	33171
野中2丁目	全域	33172
野中3丁目	全域	33173
乗越ヶ丘	全域	23180
【 は 】		
萩原町	全域	43190
白山1丁目	全域	43201
白山2丁目	全域	43202
白山3丁目	全域	43203
八景水谷1丁目	全域	23231
八景水谷2丁目	全域	23232
八景水谷3丁目	全域	23233
八景水谷4丁目	全域	23234
畠口町	全域	63240
八王寺町	1番～21番	43210
	23番～52番	
八王寺町	22番	63210
八反田1丁目	全域	53221
八反田2丁目	全域	53222
八反田3丁目	全域	53223
花園1丁目	全域	33251
花園2丁目	全域	33252
花園3丁目	全域	33253
花園4丁目	全域	33254
花園5丁目	全域	33255
花園6丁目	全域	33256
花園7丁目	全域	33257
花園8丁目	全域	53261
花立1丁目	全域	53262
花立2丁目	全域	53263
花立3丁目	全域	53264
花立4丁目	全域	53265
花立5丁目	全域	53266
花立6丁目	全域	53267
花畑町	全域	43270
八分字町	全域	63280
浜口町	全域	63290
春竹町大字春竹	全域	43300
【 ひ 】		
榊田町	全域	33310
東阿弥陀寺町	全域	43320
	1番～4番	
	5番1号～10号	
	5番49号～111号	53330
	5番125号～136号	
	6番～20番	
	5番12号～48号	43330
	5番112号～124号	
東子飼町	全域	43340
東本町	全域	53360
東野1丁目	全域	53362
東野2丁目	全域	53363
東野3丁目	全域	53364
東野4丁目	全域	53371
東町1丁目	全域	53372
東町2丁目	全域	53373
東町3丁目	全域	53374
東町4丁目	全域	53374
飛田町	全域	23380
飛田1丁目	全域	23381
飛田2丁目	全域	23382

町名	番地等	区名
飛田3丁目	全域	23383
飛田4丁目	全域	23384
飛田5丁目	全域	23384
日吉1丁目	全域	63391
日吉2丁目	全域	63392
平田1丁目	全域	63401
平田2丁目	全域	63402
平山町	全域	53410
栗越ヶ丘	全域	53420
【 ふ 】		
古橋屋町	全域	43450
古川町	全域	43460
古京町	全域	43470
古大工町	全域	43480
【 へ 】		
	1番～3番	
平成1丁目	17番1号～6号	43491
	17番17号～18号	
	4番～16番	
平成1丁目	17番7号～16号	63491
	1番	
平成2丁目	2番26号	43492
	9番～19番	
	2番7号～8号	
平成2丁目	2番22号	63492
	3番～8番	
	20番	
平成3丁目	全域	43493
【 ほ 】		
保田窪本町	全域	53500
保田窪1丁目	全域	43501
	1番	
保田窪2丁目	2番	53502
	3番20号～35号	
	3番1号～19号	
保田窪2丁目	3番36号～58号	43502
	4番～12番	
保田窪3丁目	全域	53503
保田窪4丁目	全域	53504
保田窪5丁目	全域	53505
本荘町	全域	43510
本荘1丁目	全域	43511
本荘2丁目	全域	43512
本荘3丁目	全域	43513
本荘4丁目	全域	43514
本荘5丁目	全域	43515
本荘6丁目	全域	43516
本丸	全域	43520
【 ま 】		
孫代町	全域	63530
松尾1丁目	全域	33541
松尾2丁目	全域	33542
松尾町上松尾	全域	33540
松尾町近津	全域	33550
松尾町平山	全域	33560
松原町	全域	43570
馬渡1丁目	全域	63581
馬渡2丁目	全域	63582
万楽寺町	全域	23590
【 み 】		
眞町	全域	23600
美登里町	全域	63610
南熊本1丁目	全域	43621
南熊本2丁目	全域	43622
南熊本3丁目	全域	43623

町名	番地等	区名
南熊本4丁目	全域	43624
南熊本5丁目	全域	43625
南千反畑町	全域	43630
南高江町	全域	43630
南高江1丁目	全域	63640
南高江2丁目	全域	63641
南高江3丁目	全域	63642
南高江4丁目	全域	63643
南高江5丁目	全域	63644
南高江6丁目	全域	63645
南高江7丁目	全域	63646
南高江8丁目	全域	63647
南坪井町	全域	43680
南町	全域	53700
宮内	全域	43710
御幸木部町	全域	63720
御幸木部1丁目	全域	63721
御幸木部2丁目	全域	63722
御幸木部3丁目	全域	63723
御幸西無田町	全域	63730
御幸西1丁目	全域	63731
御幸西2丁目	全域	63732
御幸西3丁目	全域	63733
御幸西4丁目	全域	63734
御幸苗田町	全域	63740
御幸苗田1丁目	全域	63741
御幸苗田2丁目	全域	63742
御幸苗田3丁目	全域	63743
御幸苗田4丁目	全域	63744
御幸苗田5丁目	全域	63745
御幸苗田6丁目	全域	63746
御幸苗田7丁目	全域	63747
御幸苗田8丁目	全域	63748
妙体寺町	全域	43750
【 む 】		
迎町1丁目	全域	43761
迎町2丁目	全域	43762
武蔵ヶ丘1丁目	全域	23771
武蔵ヶ丘2丁目	全域	23772
武蔵ヶ丘3丁目	全域	23773
武蔵ヶ丘4丁目	全域	23774
武蔵ヶ丘5丁目	全域	23775
武蔵ヶ丘6丁目	全域	23776
武蔵ヶ丘7丁目	全域	23777
武蔵ヶ丘8丁目	全域	23778
武蔵ヶ丘9丁目	全域	23779
無田口町	全域	63780
	1番～9番	
	10番2号～74号	
	11番～20番	
	1番地～748番地	
751番地1～923番地	23790	
	928番地～933番地1	
	938番地3	
	939番地3	
	940番地2～975番地	
	10番1号	
	10番75号～83号	
	749番地	
	750番地	
	926番地1～927番地2	43790
	933番地2～938番地	
	939番地2	
	940番地1	
【 め 】		

町名	番地等	区名
明徳町	全域	23800
【 も 】		
元三町	全域	63810
元三町1丁目	全域	63811
元三町2丁目	全域	63812
元三町3丁目	全域	63813
元三町4丁目	全域	63814
元三町5丁目	全域	63815
本山町	全域	43820
本山1丁目	全域	43821
本山2丁目	全域	43822
本山3丁目	全域	43823
本山4丁目	全域	43824
【 や 】		
薬園町	全域	43830
八島町	全域	33840
八島1丁目	全域	33841
八島2丁目	全域	33842
八島3丁目	全域	63851
八島4丁目	全域	63852
八島5丁目	全域	63853
八島6丁目	全域	63854
八島7丁目	全域	63855
八島8丁目	全域	63856
八島9丁目	全域	63857
八島10丁目	全域	63858
八島11丁目	全域	63859
八島12丁目	全域	63860
八島13丁目	全域	63861
八島14丁目	全域	43870
山崎町	全域	53881
山ノ内1丁目	全域	53882
山ノ内2丁目	全域	53883
山ノ内3丁目	全域	53884
山ノ内4丁目	全域	53885
山ノ内5丁目	全域	53886
山ノ内6丁目	全域	53887
山ノ内7丁目	全域	53888
山ノ内8丁目	全域	53889
山ノ内9丁目	全域	53890
山ノ内10丁目	全域	53891
山ノ内11丁目	全域	53892
山ノ内12丁目	全域	23901
山ノ内13丁目	全域	23902
山ノ内14丁目	全域	23903
山ノ内15丁目	全域	23904
山ノ内16丁目	全域	23905
山ノ内17丁目	全域	23906
山ノ内18丁目	全域	63911
山ノ内19丁目	全域	63912
山ノ内20丁目	全域	63913
山ノ内21丁目	全域	63914
山ノ内22丁目	全域	63915
山ノ内23丁目	全域	43920
【 ゆ 】		
弓削町	全域	53930
【 よ 】		
	1番～4番	
	5番1号～8号	43951
	5番21号～35号	
	8番～14番	
	5番9号～20号	
	6番	33951
	7番	
	1番	
	2番	
	3番1号～5号	43952
	4番～10番	
	11番35号～48号	

町名	番地等	区名
横手2丁目	12番1号～87号	43952
	3番6号～93号	
	11番1号～34号	33952
	12番88号～116号	
	13番～16番	
	1番～15番	
	16番1号～5号	
	16番31号～46号	
	17番	
	18番39号～73号	33953
	19番	
	20番	
	21番1号～39号	
	21番88号～113号	
	16番6号～30号	
	18番1号～38号	43953
	21番40号～87号	
	22番～27番	
	全域	33954
	全域	33955
	全域	53960
	全域	23970
	全域	43980
	全域	43991
	全域	43992
【 り 】		
	全域	64001
	全域	64002
	全域	24010
【 れ 】		
	全域	34021
	全域	34022
	全域	34023
	全域	34024
	全域	34025
	全域	44030
【 わ 】		
	全域	54041
	全域	54042
	全域	54043
	全域	54044
	全域	54045
	全域	54046

…隣接する区にまたがる町名。
番地により住所コードが異なります。

別紙 2 発注機関所属コード表

発注機関所属コード	発注機関所属名
301100500	農水商工局農政部—農業政策農地整備課
37200100	中央区役所—総務企画課
392013001100700	農水局農政部東区役所—農業振興課
4120130031100900	農水局農政部西区役所—農業振興課
41201310	西区役所—農業振興課—河内分室
4320130031101100	農水局農政部南区役所—農業振興課
43201310	南区役所—農業振興課—飽田天明分室
43201320	南区役所—農業振興課—城南分室
4520130031101300	農水局農政部北区役所—農業振興課
45201310	北区役所—農業振興課—北部分室

※電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に関する部署のみを抜粋。

別紙3 事前協議チェックシート（案）

事前協議チェックシート

課長	課長補佐	係長	担当

(1)協議参加者

実施日 平成 年 月 日

業務番号(工事番号)			
業務名(工事名)			
履行期間(工期)	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
発注者	所属名・課名		
	主任監督員		
受託者(受注者)	会社名		
	管理技術者 (現場代理人)		

(2)基本事項の確認

設計書コード(工事番号)	(半角英数字21桁)
発注機関所属コード	(※ガイドライン(案)別紙2参照 半角数字8桁)
受託者(受注者)コード	(半角数字8桁)

(3)電子メールデータ容量、利用ソフト及びファイル形式等

電子メールデータの容量制限	発注者	<input type="checkbox"/> 5 Mbyte以下
	受託者	()Mbyte以下

利用ソフト及びファイル形式	発注者ソフト (利用可能ソフト)	受託者ソフト (利用可能ソフト)	納品時ソフト (両者利用可能ソフト)
文書作成ソフト	Word (Ver. 2010)	(Ver.)	(Ver.)
	その他 ()	()	()
表計算ソフト	Excel (Ver. 2010)	(Ver.)	(Ver.)
	その他 ()	()	()
測量記録、測量成果のファイル形式	<input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> TXT <input type="checkbox"/> SIMA <input type="checkbox"/> 拡張DM <input type="checkbox"/> CADデータ <input type="checkbox"/> その他()		
図面のファイル形式	<input type="checkbox"/> SXF(SFC)形式		

(4)納品時添付書類

電子媒体納品書	<input type="checkbox"/> 電子媒体納品書
チェック結果	<input type="checkbox"/> 熊本県電子納品検査ソフトによるチェック結果を印刷し添付

(5)その他受発注者間で協議した事項

検査時のパソコン準備、
図面種類の確認、電子納品提出枚数、10MBを超えるPDFファイルの分割方法など

※ガイドライン(案)とは「熊本市電子納品運用ガイドライン(案)」【農業土木版】を示す。

別紙 4 電子媒体納品書（例）

電 子 媒 体 納 品 書

熊本市長 ○○ ○○ 様

受託者 (住所) 熊本市中央区○○
 (受注者) ○○会社 ○○コンサルタント
 (氏名) 代表取締役 ○○○○

管理技術者名
 (現場代理人) ○○ ○○ 印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

業務名 (工事名)	○○地区○○業務委託			設計書コード (工事番号)	00000000
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量	作 成 年 月 日	備 考
DVD-R		枚	2	平成○○年○月○日	
ウイルス対策ソフト名	ウイルス定義年月日		チェック年月日		備 考
	年	月	日	年	月

備考 1. 調査職員(監督職員)に提出

※朱書きは記載例

別紙 5 特記仕様書記載例

【本格運用】業務委託

(電子納品)

第〇〇条

1 本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。

3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。（電子納品対象外の書類についても、紙媒体により1部提出する）

4 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

5 電子化に要する費用は直接経費に計上する。ただし、電子化が困難なもの^{*1}で特に調査職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を直接経費に加算し、設計変更で対応する。

6 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受注者が準備できない場合は、別途協議する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。

【本格運用】工事

(電子納品)

第〇〇条

1 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。

3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で提出する。（提出部数については、事前協議で決定する。）そのうち、紙媒体でも納品する成果品は、工事写真ダイジェスト版を1部とする。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。

4 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

5 電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの^{*1}で特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

6 電子検査に必要なパソコンについては原則受注者が準備することとする。受注者が準備できない場合は、別途協議する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。

【試行運用】工事

(電子納品)

第〇〇条

- 1 本工事は、電子納品試行対象工事とする。
電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 契約締結後、受発注者で協議を行い、積極的に電子納品を行うこととする。
- 3 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。
- 4 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で提出する。（提出部数については、事前協議で決定する。）また、従来どおり紙媒体でも1部提出すること。
- 5 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 6 電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの^{※1}で特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。
- 7 電子検査に必要なパソコンについては原則受注者が準備することとする。受注者が準備できない場合は、別途協議する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。

別紙6 農業土木工事における電子納品書類等チェックリスト（参考）
（フォルダ格納場所等） 1 / 2

作業 過程	チェック	書類の名称	書類 作成者	電子納品の対象			フォルダ 格納場所	備考
				両方	電子のみ	紙のみ		
工事の 契約・ 着工時	<input type="checkbox"/>	工事着工届	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工程表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	緊急連絡届	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	建退共・労災加入証明書	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	標識設置承認願	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工事看板写真	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工事情報実績システム(CORINS) 登録(工事カルテ受領書の写し)	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	使用材料承認願	受注者	●			MEET/ORG	ただし、使用材料一覧表は電子納品を行うこと。(オリジナルファイルで可)
	<input type="checkbox"/>	下請契約台帳 下請契約書写し	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	施工体系図	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工事現場における施工体制の把握表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	施工計画書	受注者	●			PLAN/ORG	電子納品ファイルはオリジナルファイルで可。
	<input type="checkbox"/>	発注図	発注者			●	DRAWINGS	協議により電子納品対象となった場合は納品する。
	<input type="checkbox"/>	建設副産物情報交換システムへの登録 (計画・実施) ①再生資材利用計画	受注者			○		
<input type="checkbox"/>	②再生資材利用促進計画書							
施工 中	<input type="checkbox"/>	工事週報	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工事協議書	発注者 受注者			●	MEET/ORG	ただし、重要な案件でかつ監督職員が指示した書類は電子納品を行うこと。
	<input type="checkbox"/>	現場代理人・主任技術者変更届	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	出来形検査願	受注者			○		
変更 契約	<input type="checkbox"/>	建設リサイクル法による対象建設工事 の説明書、別表3、契約書別紙	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	建退共・労災加入証明書	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	変更工程表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工事情報実績システム(CORINS) 変更登録(工事カルテ受領書の写し)	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	変更施工計画書	受注者	●			PLAN/ORG	電子納品ファイルはオリジナルファイルで可。
<input type="checkbox"/>	変更設計図	発注者 受注者			●	DRAWINGS	ファイルの命名に注意。 協議により電子納品対象となった場合は納品する。	
竣 工 書 類	<input type="checkbox"/>	工事完成届	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	実施工程表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	建退共実績報告	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	竣工写真	受注者	●			PHOTO/PIC	
	<input type="checkbox"/>	工事完成図	受注者	●			DRAWINGF	
	<input type="checkbox"/>	工事情報実績システム(CORINS) 竣工登録(工事カルテ受領書の写し)	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	工事技術管理報告書	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	出来高数量総括表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	出来形図	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	出来形管理総括表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	出来形管理図表	受注者			○		
<input type="checkbox"/>	出来形管理写真	受注者			○	PHOTO/PIC		

(フォルダ格納場所等) 2/2

竣 工 書 類	<input type="checkbox"/>	品質管理総括表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	品質管理	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	再生資材使用証明書	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	岩石等資材出荷証明書	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	材料検査・管理写真	受注者		○		PHOTO/PIC	
	<input type="checkbox"/>	施工状況写真	受注者		○		PHOTO/PIC	
	<input type="checkbox"/>	段階検査写真	受注者		○		PHOTO/PIC	
	<input type="checkbox"/>	使用機械の写真	受注者		○		PHOTO/PIC	
	<input type="checkbox"/>	アイドリングストップ点検表	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	安全訓練等の実施状況報告書	受注者			●	MEET/ORG	協議により電子納品を行う場合、紙での提出は不要。
	<input type="checkbox"/>	新規入場者講習資料・状況写真	受注者			●	MEET/ORG	協議により電子納品を行う場合、紙での提出は不要。
	<input type="checkbox"/>	工期変更等による工事看板写真	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	建設残土処分報告書	受注者			○		
	竣 工 書 類	<input type="checkbox"/>	建設廃材処理実績集計表	受注者			○	
<input type="checkbox"/>		建設廃材処理委託契約書の写し	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		建設廃材処分業許可証の写し	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		建設廃材運搬に使用したダンプの写真・車検証	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		建設廃材処分状況の写真	受注者		○		PHOTO/PIC	
<input type="checkbox"/>		交通整理員など配置実績集計表	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		再生資材利用促進計画書及び再生資材利用実施書の建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		再生資源利用実施書	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		再生資源利用促進実施書	受注者			○		
<input type="checkbox"/>		再資源化等利用実績及び建設機械使用報告書の提出・作成	受注者			○		
検 査 後	<input type="checkbox"/>	建設リサイクル法による再資源化等報告書	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	完成検査状況写真	受注者			○		
	<input type="checkbox"/>	破壊検査箇所復築完了届	受注者			○		

※1 基本的に、施工計画書、使用材料一覧表、発注・完成図、写真については電子納品を行うこと。

※2 フォルダ格納場所「PHOTO」としているものは、「PHOTO」フォルダ内に格納し、「MEET/ORG」としているものは「MEET」フォルダ内の「ORG」フォルダに格納することを示す。

※3 紙のみとしている項目についても、電子による納品が可能な場合は紙提出を省略することも可能であるため、監督職員と協議のうえ実施すること。

※4 本チェックリストは参考までに作成しているものであり、作成および提出を義務付けるものではない。

別紙7 電子納品の構成

1) 業務成果品における電子納品の構成

業務成果として納品される電子成果品の構成は以下のとおりとし、各フォルダには、電子成果品として発注者に引き渡すものを格納する。

表 7-1 業務成果品における対象資料と格納場所（測量業務 1/2）

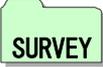
フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式			
 SURVEY 測量データフォルダ 測量成果に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● 測量情報管理ファイル ● DTD 	 XML SURVEY.XML (測量情報管理ファイル)	 DTD SURVEY02.DTD		
	 KITEN 基準点測量 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 測量成果管理ファイル ● DTD ● 基準点測量記録 ● 基準点測量成果 ● 基準点測量その他データ 	 XML SURV_KTN.XML (測量成果管理ファイル)	 DTD SURVEY02.DTD	 (オリジナルファイル)	 PDF (PDFファイル)
			 TXT (TEXTデータファイル)			
	 SUIJUN 水準測量 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 測量成果管理ファイル ● DTD ● 水準測量記録 ● 水準測量成果 ● 水準測量その他データ 	 XML SURV_SJN.XML (測量成果管理ファイル)	 DTD SURV_D02.DTD	 (オリジナルファイル)	 PDF (PDFファイル)
		 TXT (TEXTデータファイル)				
 CHIKEI 地形測量 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● その他管理ファイル ● DTD ● 地形測量記録 ● 地形測量成果 ● 地形測量その他データ 	 XML SURV_CHI.XML (測量成果管理ファイル)	 DTD SURV_D02.DTD	 DMI DMIファイル (拡張DM)	 PDF (PDFファイル)	
		 TXT (TEXTデータファイル)		 DM DMデータファイル (拡張DM)		

表 7-2 業務成果品における対象資料と格納場所（測量業務 2/2）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
SURVEY	ROSEN 路線測量 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 測量情報管理ファイル ● DTD ● 路線測量記録 ● 路線測量成果 ● 路線測量その他データ 	  SURV_RSN.XML SURV_D02.DTD (測量情報管理ファイル)   (TEXTデータファイル) (PDFファイル)   DMデータファイル (拡張DM) DMIファイル (拡張DM)
	KASEN 河川測量 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 測量成果管理ファイル ● DTD ● 河川測量記録 ● 河川測量成果 ● 河川測量その他データ 	   SURV_KSN.XML SURV_D02.DTD (PDFファイル) (測量成果管理ファイル)   (オリジナルファイル) (TEXTデータファイル)   DMデータファイル (拡張DM) DMIファイル (拡張DM)
	YOUCHI 用地測量 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 測量成果管理ファイル ● DTD ● 用地測量記録 ● 用地測量成果 ● 用地測量その他データ 	   SURV_YCH.XML SURV_D02.DTD (PDFファイル) (測量成果管理ファイル)   (オリジナルファイル) (TEXTデータファイル)   DMデータファイル (拡張DM) DMIファイル (拡張DM)
	DOC ドキュメント サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 特記仕様書 ● 協議書 ● 実施報告書等 	  (オリジナルファイル) (PDFファイル)

表 7-3 業務成果品における対象資料と格納場所（地質・土質調査業務）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式	
 BORING 地質データフォルダ 地質・土質調査成果に関する 電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● 地質情報管理ファイル ● DTD 	 XML BORING.XML (地質情報管理ファイル)	 DTD BRG0150.DTD
	 DATA ボーリング交換用 データサブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● ボーリング交換用データ ● DTD 	 XML BEDNNNN.XML (XMLファイル)	 DTD BED0210.DTD (DTDファイル)
	 LOG 電子柱状図 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子柱状図 	 PDF (PDFファイル)	
	 DRA 電子簡略柱状図 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子簡略柱状図 	 SFC (SFCファイル)	
	 PIC コア写真 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● コア写真管理ファイル ● DTD ● デジタルコア写真 ● デジタルコア写真 整理結果 	 XML COREPIC.XML (コア写真管理ファイル)	 DTD CPIC0110.DTD
			 JPG (JPGファイル)	
	 TEST 土質試験及び 地盤調査サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 土質試験及び地盤 調査管理ファイル ● DTD ● 電子土質試験結果一覧表 ● 土質試験結果一覧表データ ● 電子データシート ● データシート交換用データ ● デジタル試料供試体写真 	 XML GRNDTST.XML (土質試験及び地盤調査管理ファイル)	 DTD GTST0120.DTD
		 XML (データファイルXML)	 DTD (データファイルDTD)	
		 PDF (PDFファイル)	 JPG (JPGファイル)	
 OTHR その他の地質・ 土質調査成果 サブフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● その他管理ファイル ● DTD ● その他の地質・土質 調査成果 	 XML OTHRFLS.XML (その他管理ファイル)	 DTD OTHR0110.DTD	
		 (オリジナルファイル)		